

## 議事日程第2号

令和2年3月10日(火曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(1番～7番)

### 出席議員(11名)

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

### 欠席議員(1名)

9番 加藤 保郎

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 伊左次 一郎
民生部長 加藤 暢彦	企画調整 担当参事 長屋 史明
教育参事兼 学校教育課長 山田 徹	総務防災課長 須田 和男
企画課長 山田 敏寛	環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 各務 元規
亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井 幹次	税務課長 金子 文仁
住民環境課長 若尾 宗久	福祉課長 小木曾 昌文
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 鍵谷 和宏
建設課長 早川 均	会計管理者 可児 英治
生涯学習課長 石原 昭治	

### 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 治彦	議会事務局 書記 丸山 浩史
--------------	-------------------

## 開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 奥村悟君、5番 安藤信治君の2名を指名します。

---

## 一般質問

議長（高山由行君）

日程第2、一般質問を行います。

質問に先立ちまして、本日はこの議場の中におられる全ての方にマスク着用をお願いしております。質問者の中で、マスクが発言している途中でえらいと感じられる方は一時取り外しを認めますので、その代わりに、質問が終わりましたらそこにある消毒の布巾で、マイクの先、手で触ったところ、周りを少し拭いて自席へ帰られるようお願いいたします。

一般質問1人目、11番 岡本隆子さん。

質問は、一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

11番（岡本隆子君）

それでは、お許しを頂きましたので、質問をさせていただきます。

すみません、質問のときだけマスクを外させていただきますのでよろしくお願いいたします。忘れないように拭き取ります。

コロナウイルス対策で、町のどこの施設も、学校も、子供たちも、お元気な高齢者の皆さんの姿も本当にすっかり見えなくなって、家にいらっしゃるんでしょうか、一日も早い終結を祈っております。

今日は、私は子育て支援についての3点の質問をさせていただきます。

私は、御嵩町は保育園の待機児童ゼロということもあり、子育てしやすい町だと思っていま

す。しかし、お母さんたちから、今回の質問するような、いろんなことに困っているということをお聞きしたので、今回質問をさせていただきます。

1つ目、保育園の未満児クラスについて。

御嵩町では、地域みんなで見守り育む、子供の笑い声が聞こえるまちづくりを目指して御嵩町子ども・子育て支援事業計画が進められています。平成27年度から平成31年度までの子ども・子育て支援事業計画を見ますと、幼児期の教育・保育の必要量の見込みにおいて、3号（3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子供）の数は年々増加しています。つまり、未満児保育を必要とする子供が増えているということです。これに対して、事業計画では全体の供給量（定数）としては確保されますが、課題となるのは3号認定のうち、ゼロ歳児の受入れ体制の整備であり、保育士、保育室の確保を図っていきますと書かれてあります。

現在、御嵩町では、保育園の待機児童数はゼロとなっていますが、実際には保育園に入れなかったのやむなく一時保育を利用しているが、定員がいっぱいで思うように預けられず、働けないという声も聞いております。

そこで質問に入ります。

未満児の入園は増えているとお聞きしますが、未満児の入園状況はどのようでしょうか。未満児クラスに入りたかったが、実際には入園しなかった人はどのくらいいますか。ゼロ歳、1・2歳に分けて御答弁をお願いいたします。

また、課題とされているゼロ歳児の受入れ状況についてはどのようにお考えでしょうか。

最後に、現在入園の申込みは2か月前からとなっており、秋に満1歳を迎えて親が育休期間を終えて就業しようとしても、既に定員がいっぱいで入園できないケースがあります。例えば、半年前からの申込みはできないのでしょうか。

以上、1点目については3点の質問です。御答弁よろしくをお願いいたします。

**議長（高山由行君）**

民生部長 加藤暢彦君。

**民生部長（加藤暢彦君）**

おはようございます。

それでは、岡本議員の1番最初の質問にお答えしたいと思っております。

保育園の未満児クラスについてお答えをさせていただきます。

御質問の内容は、未満児の入園状況はどのようか。未満児クラスに入りたかったが、実際には入園しなかった人はどれくらいいるか。ゼロ歳児の受入れについてどのように考えるのか。入園申込みを早くすることはできないのかであります。

令和2年4月の町内保育園の未満児の就園予定数でございますが、ゼロ歳児が8人、1歳児

が30人、2歳児が44人、合計82人となっております。

年度当初申込み分で利用保留通知書、これはどの保育園にも入りませんよという通知でございしますが、この通知書を出した数はゼロ人であります。

次に、ゼロ歳児の受入れについてでございますが、未満児保育における保育士の人数は、保育士1名でゼロ歳児を3名、それから1、2歳児の場合は保育士1名で6名を保育するということになっておりますので、より多くの保育士が必要となるため、各園でゼロ歳児クラスを設けるのではなくて、利用希望に応じて該当する保育園にクラスを設けている状況であります。2園に利用希望があった場合でも、1園にまとめて利用調整をする場合もあります。

年度当初にゼロ歳児の人数とクラス数が決まるため、空きがなければ途中入園は難しい状況であります。保育士不足の中、年度途中のゼロ歳児受入れのための保育士を確保していくことは非常に困難であります。働き方改革や女性が働きやすい環境など、視点によっては受入れ体制の充実を図る必要がある一方で、保護者等による母性的な関わり、未満児・乳幼児期の発達段階に応じた愛着の形成と自立の形成が未熟な傾向にあり、保育現場では親子の関係構築など大きな課題となっており、保育の受皿確保、サービスとのジレンマを抱えている状況でございます。

次に、入園申込みについてですが、当初入園児と同様に、年度途中入園も原則申込順で入園を決定しているわけではなく、保育の必要を点数づけして入園決定を行うこととなります。

また、クラスに余裕がある場合に入園が可能となりますが、当初から余裕がある場合のほか、保育士、特に時間給の臨時保育士さんの勤務のやりくりや、途中退園で余裕ができる場合など、不確定な要素もあり、現実的な期間として2か月前としております。

現在、保護者からの入園の可能性も含めての問合せには、2か月前にかかわらず対応しており、ある程度は保護者も前もって知ることができる状況でございます。6か月前に育休延長を決めた後に、2か月前に空きができて、待てば入園できるというケースもあり得ます。いろいろな状況なども考慮して、入園希望日の2か月前の月末までという設定をしておりますので、御理解のほうよろしくお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

今の説明の中で、ゼロ歳児が8名ということなんですけれども、3クラスだと思うんですが、

これはどこの保育園でこのゼロ歳児クラスが設置されるのかという点と、それから引っ越しなどで途中入園の場合は、未満児の場合は入園できないということも大いに起こり得るということでしょうかというこの2点、すみません、お願いいたします。

**議長（高山由行君）**

民生部長 加藤暢彦君。

**民生部長（加藤暢彦君）**

岡本議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、ゼロ歳児のクラスでございますけれども、先ほど私申しましたように、令和2年4月のときにゼロ歳児は8名ということでありましてということでございますけれども、その内訳でございますけれども、御嵩保育園で2名、それから中保育園で3名、それから伏見保育園で3名の8名ということになっております。

それから2番目の質問ですが、途中入園の場合どうかというお話かと思っております。今現在、例えば先ほどの数でいきますと8名ということでございますので、先ほど申しましたように、先生1名に対して子供3人まででございますので、今回の場合でいきますと御嵩保育園のほうが今2名でございますので、今現在は1名の空きがあるという状況ではございます。ですので、タイミングが合えばそのタイミングで入ることはできるんですけど、その後についてはなかなか難しいのが現状ということでございます。先ほども申しましたように、それを見越しての保育士の確保というのがなかなか難しいという状況でございますので、御理解を頂きたいと思っております。以上です。

〔11 番議員挙手〕

**議長（高山由行君）**

11 番 岡本隆子さん。

**11 番（岡本隆子君）**

ありがとうございました。

入れないケースもあるということで、2番目の質問につなげていきたいと思っております。

2番目、一時保育について。

一時保育とは、一般的には認可保育所で行われているもので、通常の保育とは別枠で子供を受け入れるシステムです。御嵩町では、御嵩保育園で1日6人の定員で一時保育が行われています。御嵩町の子ども・子育て支援事業計画において、未就園児の一時預かり事業の見込みと確保数で、平成27年度から平成31年で見込み数が年々増加しているものの、確保数を下回り、一時預かりの待機はないとされています。しかし、何人かのお母さんから、利用したいときに一時保育の利用ができないという声をお聞きしました。

そこで、現在ゼロ歳から3歳の子を持つお母さん 55 人に聞き取り調査を行いました。結果は次のとおりであります。一時保育のことを知っている人、55 名のうち 53 名、知らない方 2 人、その中で、利用したことがある人が 15 名、利用したことがない人が 40 名、一時保育を利用したかったができなかったことがある人が 12 名、できなかったことがない人が 4 名、理由が定員がいっぱいであるという方が 10 名という結果でした。

少ない数ではありますが、一時保育の認知度は高く、ほとんどのお母さんが一時保育については知っているということが分かりました。しかし、実際に利用したことがある人、この 55 名のうちの 15 名のうち、利用したいときに利用できなかったことがある人が 12 人で、利用したことがある人の 80%の人が利用したいときにできなかったということになります。

実際に一時保育を行っている御嵩保育園に行って、一時保育の現状をお聞きしました。

利用する月の前の月の一番最初の月曜日から申込みの受付をしています。朝 7 時から電話が鳴り、あっという間に翌月の利用者で定員がいっぱいになり、キャンセル待ちとなるのだそうです。殊に 11 月ぐらいから 3 月までは定員オーバーで受け入れられない子供さんがいると言われました。緊急の用事、例えば親が入院したり、自分の通院、冠婚葬祭などで利用したくてもできないのが現状です。聞き取り調査でも、利用する人の理由は、ほとんどが仕事のためということでした。殊に 1、2、3 月は、4 月からの仕事に向けて研修などの理由で利用したい人も多いと聞いています。仕事のためコンスタントに利用している人も、12 日フルに利用できることはまずなくて、定員がいっぱいで半分くらいしか利用できないという人もいて、思ったように利用できないので、仕事の予定が入れにくいという声もお聞きします。

そして、先ほどの保育園とのつながりですが、保育園に入所できなかったのでこちらを利用しているという人もいらっしゃいました。

また、利用したい人の理由は様々で、ほかにも発達に心配なところがあるお子さんを、同年代のお子さんがある保育園に一時保育をお願いすることで、社会性が見につくのではないかと利用される方もいます。

さて、この一時保育ですけれども、4 月から 10 月頃までは定員が埋まらない日も多くあるということもお聞きしています。1 年を平均すれば需要と供給のバランスが取れているのかもしれませんが、実際には 11 月頃から 3 月頃までが大変込み合って、思うように利用できず、働くに働けないという人がいるのが現状です。聞き取り調査の中で、あるお母さんは、「とても大切な制度だと思います。病院やリフレッシュに一時保育を利用できてとても助かっています。子育てが大変な中、安心して子供を預けられる環境があるのはとても大切なことです」と切実な声を聞かせてくれました。

働くお母さんだけでなく、今の社会の中で、近くに頼る人がなく、リフレッシュすれば、ま

た子育てに元気が出てくる方もいると思います。

一時保育の制度は今の社会になくってはならない制度です。この制度のさらなる充実のために、次の質問をいたします。現在の一時保育の現状をどのように認識していますか。利用できる保育園をもう一か所増やすことはできませんか。

以上の2点です。よろしくお願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

#### 民生部長（加藤暢彦君）

それでは、岡本議員の一般質問の2番目、一時保育についてお答えをいたします。

御質問の内容は、現在の一時保育の現状をどのように考えるか。利用できる保育園を増やすことはできないかであります。

一時保育は、家庭における保育が困難となる児童を保育所において一時的に預かる事業で、御嵩町一時預かり保育事業実施規則に規定をされております。

事業内容は、1番目、保護者の就労形態等により、家庭における保育が週3日を限度として断続的に困難となる乳幼児に対する保育を行う非定型的保育サービス。2番目、保護者の傷病、入院等により、家庭における保育が緊急または一時的に困難となる乳幼児に対する保育を行う緊急保育サービス。3番目、保護者の私的な理由、その他の事由により一時的に保育が必要となる乳幼児に対する保育を行う私的理由による保育サービスの3つがあります。

対象乳幼児は、町内に居住し、現に保育所に入所していないおおむね生後6か月以上で小学校就学前の乳幼児になります。利用定員は1日当たりおおむね6人程度で、1人につき1か月当たり12日以内の保育日数とされております。また、保育時間は午前9時から午後4時まで、休業日は土・日・祝日、年末年始とされております。

一時保育の利用状況の報告をさせていただきます。

先ほども申しましたけれども、一時預かり保育は平日の毎日、定員が6名でございますので、1か月の利用最大数は、月によりばらつきがあるものの、1か月20日平均と考えると、6人掛ける20日で、月に120人がおおむねの最大値であると考えられます。

この数値を踏まえて、昨年度と今年度1月分までの毎月の利用者数を申します。平成30年度4月59人、5月77人、6月83人、7月78人、8月86人、9月73人、10月90人、11月96人、12月86人、1月97人、2月91人、3月98人、合計1,014人。令和元年度4月54人、5月48人、6月48人、7月68人、8月75人、9月66人、10月84人、11月100人、12月86人、1月90人、年度途中ですが、ここまでの合計で719人であります。

その日によりまして6人の定員に達した日もあるとは思いますが、月ベースで見ますと定員

を満たした月は一回もないのが現状であります。

先ほど岡本議員の質問の中で予約のことについて詳しく説明がありましたように、1月前の最初の月曜日に予約ができ、あっという間に予約が埋まってしまう状況であります。ただ、利用のほとんどが3歳未満で、体調も日によって大きく変わる時期でもあり、予約をキャンセルされたケースのほか、保護者の都合でのキャンセルも考えられ、先ほど申したように、利用状況はいつも満員ではないという状況であります。

このような状況を踏まえて、定員枠に空きができたときの対応など、可能な限り皆さんに利用してもらいやすい仕組みづくりが必要だと思います。その手法について検討をしていきたいと思っております。

利用できる保育園を増やすことができないかにつきましては、保育室と保育士の確保が課題だと思います。もし、現在の4保育園の中で増やすのであれば、上之郷保育園の余剰保育園を利用し、保育士を最低2名採用すれば実施することは可能かと思えます。また、中保育園が移転・民営化するタイミングで、一時保育事業を受けていただけるか協議することもできると思います。ただし、保育士不足が叫ばれる中、その時期、そのときの一時預かり保育のニーズ状況により利用料が左右されるため、常に一定の保育士を確保することは、現在の保育士不足の状況から現実的ではないと思えます。

また、本当に現在の6人を超える定員を確保する必要があるのか、予約状況と利用実態の差であったり、要望と実態行動についての考察など、精査が必要だと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

[11 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

11 番 岡本隆子さん。

**11 番（岡本隆子君）**

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、今利用状況をお答えいただいたわけですが、定員が月に120人という定員を超えた月は一度もないわけです。やはり10月から3月ぐらいまでが多いわけですが、それでも九十何人とか、120人に達する日はないわけですが、しかし実際、お母さんたちから声を聞くと、利用できなかった人が利用したことのある人のうちの80%がいるという声があるわけですが、非常にたまたまそうだったのかもしれないし、なかなかそのキャンセル待ちといっても、その日、私がちょうど見に行った日も、今日は風邪で1人お休みですということで、6人のところで5人のお子さんだったわけですが、このギャップですね、実際の利用者のギャップと、それから現状の利用者と、それから申し込む人のギャップがすごくあると思うんですが、



これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

**議長（高山由行君）**

民生部長 加藤暢彦君。

**民生部長（加藤暢彦君）**

お答えをいたします。

予約状況と利用の実態の差についてどのようにお考えかということの質問かと思いますが、先ほど申しましたように、やっぱり小さいお子様ですので、どうしてもそのときに熱が出たりとかというようなことがあって、急にキャンセルをされるという場合もあるかと思っております。

理由としては様々あるかと思えますけれども、先ほども申したように、こちらについては今岡本議員がおっしゃったみたいに、お母さんからのそういう声もあるという中で、ただ実態はこうだよというのが現実で出ておりますので、これについては何らかのやっぱり調査は必要かなというふうには思っております。本当のところはどうなのか。実際に必要としているのかどうなのか。あればあったほうがいいよねという回答というところもあるかと思えます。ただそれが実態として使うことの行動に移るのかどうか。その辺も含めての調査は必要かなと思えますので、そういうことも含めて、ちょっとニーズ調査なりの検討もしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

〔11 番議員挙手〕

**議長（高山由行君）**

11 番 岡本隆子さん。

**11 番（岡本隆子君）**

2つ目の質問でニーズ調査のことをお聞きしようかと思ったら、ニーズ調査を御検討いただけるということですので、必要じゃないかということですので、そういう御答弁ありがとうございます。

実は昨日のニュースで、岐阜市で4歳の長男をアパートの2階のベランダから落としたというニュースがありましたね。これはお母さんが子育てや家事に疲れていたという理由だというふうに報じられていたわけですが、やっぱり本当に今、お母さん、ここもお母さんと長男の方の2人暮らしだったということなんです、こういう方たちのセーフティーネットのためにも、せつかくある一時保育が有効にしっかり活用できて、みんなが本当に御嵩は子育てしやすい町だねというような方向でアンケート調査などをしていただけたらと思います。

ということで、2点目の質問を終わります。

3点目の質問に入ります。子育て世代包括支援センターの愛称についてです。

子育て世代包括支援センターのネーミングを募集したらどうかという質問です。今私も言い間違えたように、子育て世代包括支援センターというのは非常に長い名前ですけれども、これは妊娠から出産、子育て期まで切れ目なく専門のスタッフが様々な関係機関と連携しながら、妊産婦やその家庭をサポートする相談窓口です。切れ目のない支援とは、何かあったら相談においでではなく、また、いつ家庭訪問に来るか分からない実者側の都合による支援でもない、主体が利用者であるということを伝えていかなければなりません。保健センター等の建物ではなく、支援者に相談に来てくれること、この支援関係づくりが重要であり、どんなことがあってもあなたを受け止めるという姿勢が重要であると言われています。

私は、この子育て世代包括支援センターに大変期待をしております。

私は平成 30 年 9 月定例会の一般質問で、子育て世代包括支援センターについて、どこに置くかなど質問をしました。加藤民生部長からは、母子保健分野は保健センター、子育て支援分野は福祉課児童福祉係に設置したいと考えているという御答弁でした。今年 4 月から御嵩町においても子育て世代包括支援センターが設置されるわけですが、場所は、子育て分野は「ぼっぼかん」に置くとお聞きしました。

そこで御提案ですが、4 月開所には間に合いませんが、誰からも親しまれ、先ほども言いましたように、どんなことがあってもあなたを受け止めるよというメッセージを伝えるためにも、子育て世代包括支援センターにかわいいネーミングを募集したらどうでしょうかという質問です。御答弁よろしくお願いします。

#### 議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

#### 民生部長（加藤暢彦君）

それでは、岡本議員の一般質問の 3 番目、子育て世代包括支援センターの愛称についてお答えをいたします。

御質問の内容は、より親しまれ、誰もが利用しやすい窓口にするため愛称を募集したらどうかであります。

子育て世代包括支援センターの事業は、先日の全員協議会でも説明させていただきましたが、来年度の福祉課の目玉事業でもあります。センター設置の目的は、今岡本議員からも御案内がありましたように、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持と増進に関する包括的な支援を行い、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することです。

この子育て世代包括支援センターは、母子保健分野を保健センターに設置し、子育て支援分野は、子育て世代に認知度が高く、利用者も多いぼっぼかんに設置をする予定です。

その上で、まず「相談に迷ったらぼっぼかん」というアナウンスをしていきたいと考えており、改めて愛称を募集というよりも、名前が定着しているぼっぼかんを前面に出していきたいと思っております。とはいえ、事業を実施して1年とかある程度の期間やってみて、2つの施設でやっていくことについてどうなのか、不都合はないのかなどを見極めつつ、実態に応じてやり方を変えること、同じ場所にするということも可能なので、柔軟に対応していきたいと思っております。例えば、2つの場所が1つになったときなど、愛称があったほうがいいよねとか、その必要を感じたときにはそのような対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[11 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

11 番 岡本隆子さん。

**1 1 番（岡本隆子君）**

御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

相談に迷ったらぼっぼかんというふうにアナウンスしていくということなんですけれども、今現在、御嵩町子育て支援センターはその子育て支援を目的に造られた施設ですけれども、ぼっぼかんという愛称で親しまれているわけですね。そこで、現在育児相談や親子教室、そして言葉の教室など、発達に不安のあるお子さんたちの個別指導も行っているわけです。

そうしますと、相談に迷ったらぼっぼかんというアナウンスだと、これから、さっきも言いましたように、これは建物のことを言うのではなくて、支援者に相談に来てくれること、この支援関係づくりが重要であるというふうに言われていますし、ということから、ぼっぼかんも今そういうサービスをやっているの、非常にお母さんたちに周知といいますか、分かりにくいような気がします。それで、今後、非常に長い名前の子育て世代包括支援センターなんですけれども、これどのように周知されていくお考えでしょうか。周知を徹底させていくのか、母子保健分野は保健センターですよ、こっちはぼっぼかんですよですが、ぼっぼかんは今もそういう相談事をやっていますね。それとどう違うのか、今までとどう違うのかというところで、お母さんたちにこういう、今もさっきも今度の目玉だということなんです、このことを周知していかないといけないですよ、こういうことをやっていますよという。どういうふうにそのアナウンスといいますか、周知を図っていかれるお考えなのか、分かる範囲でお答えを願いますでしょうか。

**議長（高山由行君）**

民生部長 加藤暢彦君。

**民生部長（加藤暢彦君）**

お答えをいたします。

まず、周知方法ですけれども、こちらについては「ほっとみたけ」であったり、インターネットを通じてということでアナウンスをしていきたいというふうに思っております。以上です。

[11 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

11 番 岡本隆子さん。

**11 番（岡本隆子君）**

先ほどの御答弁では、今後1年とかある程度の期間やってみて、また考えていくということなんですけれども、今後これは別の場所に庁舎の移転に伴って移動するとか、今分かれていますけど1つになるとか、いろんなことが起こり得ると思いますので、ということと、それから、やはりお母さんたちに周知するためには、これからでもぜひ愛称を募集したらどうかということをもう一度御提言をしたいと思います。

それで、あと、この子育て世代包括支援センターの細かなことについては、委員会の中で担当の方にしっかりとお伺いをしていきたいと思いますので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（高山由行君）**

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

続きまして、8 番 山田儀雄君。

**8 番（山田儀雄君）**

ただいま議長より一般質問の許可を頂きましたので、さきに通告しました国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会の在り方について質問をいたします。

願興寺本堂の修理保存については、地域の方々から請願書が議会に提出されまして、議会において採択した経緯があります。議会内でも願興寺本堂の修理保存は重要な課題の一つとして位置づけており、願興寺本堂修理保存会には加藤議員と私の2名が、修理検討委員会には現在の高山議長が委員となり、御嵩町の至宝を守るべく、修理保存事業を議会にも町民の皆さんと一緒に、願興寺の負担額を寄附金等集めるべく事業展開をしている状況にあります。

今年の2月7日に第32回国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会が開催されました。その協議内容ではありますが、1つ目に、一般寄附金、指定寄附金の納入状況では、現在までの純寄附金額及び自己資金額の合計額が9,700万円であり、ふるさと納税分を除いた寄附自己資金

の合計額は7,400万円弱であることの報告がありました。指定寄附金につきましては、現在までに2,138万5,000円の納入があり、目標額であります2,918万9,000円に対しての目標の残額は780万4,000円であることの報告がありました。指定寄附金の終了日であります令和2年6月末日でありますけれども、これまでには目標額に達する見込みであるとの報告でありました。

2つ目でありますけれども、全体工事費と寄附金額の収納に関する協議では、本堂の修理総事業費が、入札の結果、当初の計画よりも1億5,000万円弱減額されたことに伴い、願興寺の工事負担金額も当初の負担額より約1,000万円減の6,700万円となったことの報告。

3つ目でありますけれども、願興寺の今後の整備活用計画案と保存会の組織の在り方の検討では、今後の国庫補助対象となる防火避雷設備工事と、霊宝殿の改修と願興寺自己資金による対応事業の報告がなされました。

この御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会は、町長が主導で立ち上げられ、当初の会議では寄附金の集め方、またその手法、保存会の会長の選考などでなかなか前に進まなかった記憶があります。その後、会長として鍵谷会長を迎えたことと、平成30年3月に実施されました願興寺本堂修理保存会保存の総決起大会を契機としまして、現在の寄附金額となり、願興寺の負担額がおおむね達成できたかと思えます。

この本堂修理事業の完成予定が今後7年後であることや、委員が高齢なことから、今後7年間を継続するのは厳しいかと思えます。指定寄附金の受付が令和2年6月30日までであることから、今年12月か来年度をもって区切りをつけ、この保存会組織に代わる新たな会を設置し、寄附金の管理や、今後の本堂修理保存以外の文化財保護保存事業や、景観整備事業の計画をすることが必要かと思えますが、今後の保存会の在り方について、町長にその思いをお伺いしたいと思います。

**議長（高山由行君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

おはようございます。

若干聞き取りにくい答弁になるやもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

日々コロナウイルスの関係で大激震が走っているわけでありまして、今日何か政府のほうからも発表があるとか、私自身も3月末になると大局が見えてくるかなというようなことを感じておりますので、ぜひ注視していただきたいと思います、まずは自分が罹患しないことであるというふうに思っております。

それでは、山田儀雄議員の国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会の在り方についての質問

にお答えをさせていただきます。

保存会の皆さんには、まずこの場をお借りしまして、大変頑張ってください、山田議員がおっしゃったような寄附金も集めていただけたということで、心から感謝申し上げます。

保存会の人選は、私が独断で行いました。条件を私の頭の中で整理をいたしました。まず、私が信頼できる人。そして同じく、人からも信用される方。また、その人が動くことによって人々に影響を与える方。そのような条件を設定し、選出をさせていただいたということであります。

会の目的は、まずこれは、保存会を始めるときにも申し上げたんですが、事業主体の財政力不足をいかに補うか、簡単に言えば、一番嫌なお金集めをする会ですよということをお願いいたしました。そうした趣旨を理解していただいて、浄財を上手にお願いしていただける方という意味であります。

そしてもう一つ、私の不安に思っていることがあると。住職が高齢化していますので、文化財そのものの維持、将来の管理ですね、この対策に大変気を病んでおります。

そんな形で、宗教を維持していくというのは、それぞれ信心をしておられると思いますので、何も願興寺じゃなくてもいいと。文化財をいかに守るかということで、何が必要かといえば、そのバックアップをする人たちが必要ではないかという考え方であります。

人間には、山田議員がおっしゃったとおり、体力や命というのは有限であります。高齢化をしていくのは当然のことです。しかし、組織は、普通の組織は大体組織全体で高齢化していくものでありますけれど、運営次第では逆に無限にできるということを思っております。いわゆる新陳代謝をどう図っていくかが問題であって、できる限り御自分たちの人脈とか、私と同じような感覚で、こいつは信用できるぞというような方、また歴史文化に深い理解を示す方、そういう方をまた新たに加えていく、加わっていただくということをしていけば、若返りもしますし、また継続もしていける可能性が大きくなっていくということであります。

檀家は8軒しかないとか話を聞きますので、どちらにしても維持は無理だというふうに言わざるを得ないですし、これまでもいろんなボランティア団体が掃除したりやってきていましたので、そうしたものを具体的に進めるような会、またリーダーシップを執れる会というものが必要ではないかと、むしろお金を集めるというよりは、そちらのほうが私は懸念が大きかったということが言えます。

また、工事が9年間かかるということでありましたので、徐々に徐々にではありますけれど、集めていけば財源的な問題はちゃんとクリアできるというふうに思っておりました。誤算があったとすると、今山田議員がおっしゃったように、もう願興寺負担分についてはほぼ集まって、それ以上の数字になってきているというところであります。まだ残すところ六、七年あり

ますけれど、それで財源問題というのはクリアしたと言える段階に来たということでもあります。

山田議員に説明をさせていただいてから日にちがたっていますので、ちょっとその数字の変化を言いますと、目標にしておりました指定寄附金については2,918万9,000円でありました。これに対し、山田議員に説明した数字から変化がありまして、現段階で2,780万5,000円であります。あと指定寄附金で集めさせていただける、寄附していただける額というのは138万4,000円と、これは財務省にお願いしてやっていることですので、数字は必ずクリアしたいというふうに思っております。いろんな財源を得てやっておりますので、少なくとも願興寺の負担であるとか、そのほか町の負担が減れば、非常にありがたい話ではありますので、ぜひそのような形にしていきたいということを思っております。

ただ、ふるさと納税に関しては、ちょっと分析しなきゃいけないと思っております。金額的にふるさとチョイス、またさとふるですね、こうしたネットの関連を利用するようになって、非常に寄附金が多くなりました。その時期と、願興寺文化財への寄附金を頂けますかということとでやりましたので、どのような意図があって、例えば文化財を指定したのか、御嵩町の場合は福祉であるとか教育であるとか、いろんなふるさと納税をしていただくときには、自分の使ってもらいたい方向性を示してほしいということをやっております。もちろん、町長の考えどおりでいいですよという方もあるわけですが、そこに文化財という項目を入れた時期とほぼ同じですので、増えた分が全て願興寺かというわけでもないでしょうが、私の感覚ではほとんどが願興寺に行くべきお金だろうなということは思っております。

今後、分析の上、案分そのものをどうしていくのかを考えなければいけないと思っております。現段階で正確な数字は言えませんけれど、案分したとしても、おおむねふるさと納税分から3,000万円以上が拠出できるんじゃないかと考えております。

これまで町からお出ししている補助金、願興寺の補助金でありますけれど、全て一般財源から拠出しています。したがって、私自身がこのふるさと納税の内容について、情報公開であるとか説明責任を果たすということをしなければいけないんですけど、実際に一円たりとも今も使っておりませんので、報告するとしたら、案分しなきゃいけませんよという条件をつけて総額を報告するぐらいしかありませんので、知りたい方には、隠すことじゃありませんのでどうぞということになるかと思っておりますけれど、そこから町の補助金になるものを充当しているということは一切しておりませんので、一円たりとも数字は増えてはいくものの、減ってはいませんので御理解を頂きたいと思っております。

今後も積極的に使っていくつもりがないといえますか、困ったときの財源にしたいというふうに思っております。と言いますのは、設計自体もかなり曖昧な設計であるということ、また今回の入札でもまた業者が違う業者を落としたということですので、安いから落札できるわけ

でありますけれど、非常に信頼性といいますか、プロですから、どういう見積りしているかということも不思議でならない世界ですので、逆に言うとお金が余分にかかるということが出来る可能性もあるやに危惧しております。

想定内の追加工事であればいいと思います。例えば、こちらから耐震化をしてくれと、それで見積りを取ってやってもらおうと。また、防火水槽が欲しいから設置してくれと、これでもできると思います。

ただ、今申し上げたように、想定外、設計に必ず入っていただろうというものが入っていませんかったりしたということも考えられますので、私この数字、あまり設計のほうも建築のほうも信頼していないというのが本心でありますので、できる限りふるさと納税については手をつけないようにしていきたいと。

また、願興寺そのものの本堂修理保存に対して、色分けがされているわけではありませんけれど、願興寺側が拠出した2,000万円という金額があるわけですが、これについてもこれまで使ってきました。使ってきた総額というのは、1,340万円使いました。基本的には660万円ほど願興寺が拠出した自己資金として出したお金が残っているという状態であります。この願興寺分については、今後できる限り使わないということにしていきたいと、こう思っております。

まず、これからの工事については、指定寄附金を充当していく。その寄附金が枯渇した状態になったら、これまでお預かりしてきた一般寄附金を充当する。これは全て願興寺が出すべきお金についてです。その後ふるさと納税分をとということにしていきます。

願興寺負担分をなるべく小さくというかキープしたいと、思いはまず霊宝殿、これも手をつけようとしているわけですので、必ず願興寺の負担分が出てくるはずで、そこに対応できるか否かということが大きな問題であります。

また、皆さんに御無理を言いましたのは、文化財であるからこそ寄附金も集めることができたと思います。ただ、願興寺の今の修理が終了した時点で、多分竣工のイベントか何かをおやりになるのではないのかなと。これは保存会の方々もおおむね考えてみえることだと思いますけれど、どうしてもそのときに宗教的な意味合いが出てくるであろうとしたら、文化財保護のために集めた資金というのは、そこにそれほど充当するということは考えちゃいけないというふうに思っています。したがって、文化財の願興寺を直すために自己資金を出した願興寺側の資金はそのまま御嵩町で預かり、そのイベントに使ってもいい大義名分を与えた上で、イベント費用として使っていくという形にしていきたいというふうに思います。

公共色のある財源というのは浄財であります。これをしっかりと使っていく、信頼していただくということが必要かと思えます。

また、修理保存会については、冒頭に申し上げたように存続をすべきと考えております。願



興寺の修理事業がめでたく終了したとしても、今後の維持管理という部分で願興寺が自主・自立できるという体制ができるまでは、保存会という、いわゆるサポーターたちとして頑張っていていただくという形をつくっていきたいと思っております。

今後、保存会のメンバーもそれぞれ1人、2人と交代があるかと思えますけれど、その時点で終わりではなく、必ず補充していくという考え方をしておりますので、私も微力ながら協力をしながら、知恵を出しながら、どんな方に次やっていただくのか、加わっていただくのか、減らすよりは増えていったほうがいいなというふうに思っておりますので、山田議員にも御協力いただいて、そうした際の人選なども御相談申し上げたいと、このように思っておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

私の答弁は以上でございます。

[8番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

8番 山田儀雄君。

**8番（山田儀雄君）**

今の保存会は、今後も新たにつくるのではなくて、内容を変えた中で維持管理、今後の整備計画についてやっていくということで、それはそれでいいと思えますけれども、今回、法に基づく委員会だとか、条例・規則に基づく委員会の条例改正が出ていると思えますけれども、今の状況は、町長主導でやられてここまで来たわけなんですけれども、1点、町長、その辺の御嵩町の規則・条例に基づいて、委員会の立ち上げというか、位置づけをそこに持っていかれるような考えはないでしょうか。1点お伺いしたいと思います。

**議長（高山由行君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

行政がそういうことを縛るのがいいのかなのかという部分も含めて、考えてはいきたいと思っております。こういうことは、心ある者が自然に集まってくるという、願興寺という文化財を持つ住職がいかに遠心力、これを発揮せずに求心力を発揮するということがまずは大切だと思います。そこをフォローできるような条例等々、要綱などである程度維持をさせていくという方法がよいということであるなら取り入れ、柔軟に考えていきたいというふうに思っております。

[8番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

8番 山田儀雄君。

## 8 番（山田儀雄君）

ありがとうございました。

この前の委員会の中でも協議したんですけれども、在り方については一段落したという一つ思いがあって、それ以上はあまり意見がなかったということもありまして今回質問したわけなんですけれども、継続という形で新たに人も加わっていくという形を頂きましたので、これをもって私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

## 議長（高山由行君）

引き続き、一般質問を行います。

5 番 安藤信治君。

## 5 番（安藤信治君）

マスクは外させていただきますので、よろしく申し上げます。

3 番目、私、安藤信治でございますが、成人年齢と成人式、今度民法改正が行われるわけですが、その改正に伴う成人年齢の引下げに伴う成人式についてお聞きしたいと思います。

御嵩町におきましては、令和初めてとなる成人式が1月12日に行われ、191名の新成人が大人の仲間入りをお祝いしました。私もその席に参列させていただいております。成人式は晴れ着姿で小・中学校時代の同級生や恩師との再会の場となっているようで、新成人の皆さんはきらびやかに着飾り、晴れ晴れとしたうれしそうな表情で式典に参加しておられました。

しかし、民法改正により、2022年（令和4年）4月から成人年齢が18歳に引き下げられます。成人を祝う式典は地方自治体ごとに開催され、対象とする年齢を何歳からにするか、その対応が明確に示されていないのが現状のようであります。

2019年6月に法務省が全国の1,037自治体、全国には1,741市町村がありますが、1,037の自治体に行ったアンケート調査では、成人年齢引下げ後の成人式の対象年齢を決めている自治体は全体の6.5%にとどまり、決めたとした自治体のほとんどが今までどおり20歳でと回答しております。対象を18歳と決めたのは2つの自治体のみでした。

ここからちょっと新聞の記事になりますが、成人式の発祥の地と言われる埼玉県蕨市では、成人年齢引下げ後も20歳のまま行うことを決めているようであります。

民法が改正されても、18歳で全ての権利が認められるわけでもなく、飲酒や喫煙、ギャンブルなどは今までどおり20歳以上で変わらず、20歳という年齢は今までどおり引き続き大きな節目になるということが重要視されています。

三重県伊賀市では、昨年12月市議会の一般質問で、市長が成人式について次のように答えています。市長は、成人式の在り方について、社会人として18歳を成人として取り扱うことを確認する場でなければならないというような答弁をされています。成人年齢が18歳に引き

下げられる改正民法が令和4年4月に施行されることを受け、伊賀市では同じ令和4年度の式典の対象者を令和4年4月2日から令和5年4月1日までに18歳以上になる約2,400人、この中には18歳、19歳、20歳、3学年としておるそうです。従来どおり1月に開催すると、受験シーズンと重なるなど問題も指摘されており、開催時期や場所などの調整が進められているようであります。18歳だと学生服の出席者が増え、和服業者の反対も強いということも予測されているようです。受験費用と和服の新調が重なり、親の負担が増えるといった切実な不安の声も上がっているようです。

そこで質問に入ります。

令和4年4月に民法上の成人年齢が18歳に引き下げられる令和4年度からの御嵩町の成人式を、どのような考えの下にどのような形で開催していくのか、教育長さんにお考えを伺いたいと思いますのでよろしくお願い致します。

#### 議長（高山由行君）

教育長 高木俊朗君。

#### 教育長（高木俊朗君）

皆様、おはようございます。

安藤信治議員の御質問にお答えいたします。

平成30年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立しました。民法の定める成年年齢は、単独で契約を締結することができる年齢と、親権に服することがなくなる年齢という意味を持つもので、この年齢は明治29年に民法が制定されて以来、20歳と定められてきました。これは明治9年の太政官布告を引き継いだものです。

成年年齢の見直しは、明治9年の太政官布告以来、約140年ぶりです。民法の改正は、18歳、19歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備し、積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義があります。

また、女性の婚姻開始年齢は16歳と定められており、18歳とされる男性の婚姻開始年齢と異なっていましたが、今回の改正は女性の婚姻年齢を18歳に引き上げ、男女の婚姻開始年齢を統一いたしました。このほか、年齢を定める他の法令についても、必要に応じて18歳に引き下げるなどの改正を行っています。ただし、飲酒、喫煙、競馬、競輪等の制限は20歳のままです。

民法の一部を改正する法律が成立してから、2023年以降の成人式をどうするのか、全国的に話題になってきました。そこで、平成31年1月8日に実施した御嵩町総合教育会議の議題の1つといたしました。

成年を対象にして現在の時期に成人式を行うと、2022年1月までは予定どおり実施できませんが、2022年4月1日から18歳も19歳も成年になるため、2023年1月の成人式は18歳、19歳、20歳が参加し、500名を超す参加者となるので大変だ。また、18歳は高校3年生であり、大学受験や就職準備等で余裕がない等々、多くの意見がありましたが、結局、2023年からは、成年のうち20歳を対象にして二十歳の集いとして、現在の時期に実施してはどうかという意見にまとまりました。

民法の成年年齢引下げを見据え、成人式の時期や在り方について、各地方自治体における検討に資するための情報発信を行うことを目的として、政府は平成30年9月、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を設置し、その下に法務省、内閣府、文部科学省等が参加する成人式の時期や在り方等に関する分科会——以下、成人式分科会といいます——が設置されました。成人式分科会は、平成30年10月に第1回を開催してから、1年後の令和元年10月までに計7回開催しています。

安藤信治議員の御質問の中の、令和元年6月4日実施のアンケートは成人式分科会で決定し、実施したものであります。令和元年6月27日に実施された第5回成人式分科会でその内容が報告されました。御嵩町は、そのときには20歳で実施すると回答しております。「現在検討中」が65.9%、「検討していない」が27.7%でしたので、御嵩町は素早い検討をしていることが分かりました。

最終の第7回成人式分科会で、ヒアリング結果のまとめを発表しました。次のように対象年齢を20歳とすべきとの意見が多くありました。これは、総合教育会議で出た意見とよく似ておりますが、1つ目、飲酒や喫煙などは20歳になるまで禁止されており、20歳が全てにおいて大人として扱われる年齢である。2つ目、成人式の対象年齢を18歳として1月に成人式を実施した場合、多くの高校3年生は大学の受験期と重なり、成人式への出席が困難である。3点目、18歳では参加者の多くが大学受験や就職の準備等で時間的、精神的、経済的余裕がない時期である。20歳を対象とすれば、参加者本人だけでなく、家族も含めて落ち着いた環境で成人を祝うことができる。4点目、成人式の意義等を考えれば、高校在学中ではなく、大学生や社会人になって、自覚を持って社会に貢献できる20歳が望ましい。5点目、一度その地域を離れた人が成人式を機会に帰省し、同窓生と交流することがUターン就職のモチベーションとなり、地域の活性化につながる等々、多くのヒアリングの結果が出ております。

令和4年、そのときに18歳となるのは、現在の御嵩町の中学3年生であります。ですから、本年度、中学3年生を対象に成人式に関するアンケートを実施いたしました。向陽中学校は98名中92名、共和中学校は56名中52名、上之郷中学校は13名中13名の協力がありました。中学3年生167名中の157名の意見を要約します。「あなたは成人式にはどのような意義があ

ると思いますか」という、これでは、「大人になった自覚を促す」「人生の節目として、将来について考える機会になる」「地域の友人の再会や地域の人と触れ合うことで、地域への愛着を育む」がトップスリーでありました。非常にしっかりしているなと思います。

次の質問では、「あなたは成年年齢が 18 歳に引き下げられた後、成人式は何歳の人を対象に実施するのがよいと思いますか。なお、開催時期は現在と同じ 1 月、成人の日の前日とします」では、「20 歳を対象に実施する」が 82%、「18 歳を対象に実施する」が 7%、「特にこだわりはない」が 11%でありました。「20 歳を対象に実施する」の理由として多くありましたのは、「18 歳だと受験や就職の準備に重なる時期だから大変」「18 歳だと大人になった自覚がまだ持てないと思うから」というのが上位の 2 つの意見でした。

令和元年 10 月 17 日、岐阜県環境生活部環境生活政策課長の依頼で実施した成年年齢引下げ後の成人式開催対応調査では、現行どおり 20 歳を対象に開催すると回答した市町村は、御嵩町を含めて 17 市町村でありました。残りの市町村は、まだ未定と回答しています。

以上ですが、御嵩町総合教育会議の意見、成人式分科会のまとめ、中学 3 年生のアンケート結果、国や県のアンケート結果等々を踏まえ、2023 年からは、成年のうち 20 歳を対象にして二十歳の集いとして、現在の時期に実施したいと考えていますので、どうか御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

安藤信治議員の御質問のおかげで、議会の場できちんとお知らせすることができましたことを心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

[ 5 番議員挙手 ]

**議長（高山由行君）**

5 番 安藤信治君。

**5 番（安藤信治君）**

令和 4 年に 18 歳になる現在の中学 3 年生ですか、このアンケート、本当に興味深い関係で、ありがとうございました。

大変御丁寧なお考えをお示しいただきましてありがとうございました。これから多分、混乱なく二十歳の集いが行われることを祈りまして、私の質問を終わらせてもらいます。どうもありがとうございました。

**議長（高山由行君）**

これで安藤信治君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は 10 時 40 分としたいと思います。

午前 10 時 20 分 休憩

**議長（高山由行君）**

休憩を解いて再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2 番 福井俊雄君。

**2 番（福井俊雄君）**

申し訳ありませんけど、私もマスクを取って質問させていただきます。

議長のお許しを得ましたので、宣告をいたしました通告書どおりに質問させていただきます。

私の質問は、伏見小学校の教室が今後 3 年間に於いて不足をするだろうということについて質問をさせていただきます。

私の地元伏見地区では、幸いのことですけど、若い世代の方の転入者が増えまして保育園とか幼稚園の入園が多くなっています。また、伏見地区においては 4 年間で、4 年前に比べて 14 名の減少ということで、他地区の 100 人程度の減少に比べて少なくなっています。それもこれも、こうして変わって来ていただいた若い方の力だと思っております。また、そういう若い人たちが増えることによって、伏見小学校への入学者も増加します。今後 3 年間、令和 2 年から 4 年までの入学生、卒業生の推移は以下のとおりになっています。

今年の令和 2 年、入学予定者 55 名、2 クラスです。卒業生は 39 名 1 クラス。そこで教室が、今年一応 1 つ不足するという計算になります。来年度、令和 3 年、入学予定者 60 人。これは、予定では 3 クラスということになります。卒業予定者は 2 クラス、48 名。ここでまた、教室が 1 つ不足するという計算になります。令和 4 年度、入学予定者 47 名、2 クラスの予定です。卒業予定者は 38 名、これは 1 クラス。ここで教室が 1 つ不足、このようになっています。

ほかの小学校が在校生が減少する中で、大変にありがたいことだと思われまふ。しかし、それに伴って教室の不足が心配されることにもなりました。少なくとも今年度 1 教室、来年度 1 教室、再来年度、最悪の場合 1 教室が足りないということが予測されます。3 年間で 3 教室不足ということになります。せっかく他県、他市町村より転入していただいた我が町にとって宝物のような方々を失望させることは、絶対に避けなければいけないと思っております。この若年層の転入者によって、我が町の高齢化を遅らせることや人口減を少しでも食い止めることができると思っています。

そこで質問をさせていただきます。

我が町教育委員会は、この教室不足をどのように解消させようと考えてみえるかお教えください。

また、伏見小学校では、校長先生を含め先生方は、町長や教育長、教育委員会に対して、日

頃から大変お世話になりありがたいとお話をされています。学校関係者や転入者の皆様に安心を与えてくださるようよろしく願いをいたします。この1点について質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**議長（高山由行君）**

教育参事 山田徹君。

**教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）**

よろしく申し上げます。

福井俊雄議員からの御質問にお答えいたします。

御質問の内容は、伏見小学校において、来年度からこの数年間の間に起こり得る児童数の増加に対して、教室不足の解消についての考え方でございます。

議員御指摘のとおり、伏見地区は若い世代、子育て世帯の流入、転入者が多く、今後の伏見小学校への新入学児童は増加することが見込まれています。

では、学校全体のクラス数の将来的な見込み、どのくらいクラスが増えるのか、これは福井議員の御質問にもございましたが、これを申しますと、現時点での伏見地区の1歳児から6歳児の住民記録台帳のデータから、今後その年代ごとの幼児数がそのまま伏見小学校に入学すると仮定しまして、クラス定員の基準から必要クラス数を調査させていただきました。その調査によりますと、現在の令和元年度は6学年全体で10クラスの編制ですが、来年度、2年度が11クラス、再来年、3年度が12クラス、4年度が13クラス、5年度が同じく13クラス、6年度が1つ減りまして12クラスで編制される計算となりまして、現在の普通クラス数より最大時で3クラスが増加することが予測されます。

ただし、可能性としまして伏見地区の西部、特に上恵土地区に当たっては、今後も人口流入が増え、想像以上にクラス数が増加することも考えられます。一方で、現在の伏見小学校の校舎の造りはと申しますと、1学年2クラス編制を基本として設計されているため、通常クラス用の普通教室が12教室あり、また特別支援と通級の教室用に3教室が利用されているため、合計で15の普通教室が利用できる配置構造となっています。

ここで、御質問にはございませんでしたけれども、今後の伏見小学校の学校運営に大きく関わる課題としまして、今年度実施しました校舎の現状老朽度調査について、その結果報告がありましたのでお伝えさせていただきます。

調査は、外壁や屋根、内装、各種設備、また、建物の構造体躯体の劣化診断調査を総合的に評価、特に中心となるコンクリートの中酸化試験と鉄筋のかぶり深さについて、コア抜き、中身を取り抜いての試験でございますが、これの専門的分析が行われました。その結果としましては、南舎、北舎ともコンクリートの躯体は健全な状態で、建物の強度、耐震性は確保できて

いるというものであり、今後も十分に学校校舎という建物、構造体として維持、利用でき得るものであるとのことでございました。

したがいまして、今後改築するに当たりまして国庫補助事業にあります危険改築事業、いわゆる建て替えて新築するということへの国や県への打診、調整は大変厳しいものでありまして、おのずと長寿命化を軸とした大規模改修を行っていくという方向性が見いだされたこととなります。

教室不足に関しまして、現在、小学校の教室配置については2つの空き教室が事実上発生しており、これを高学年児童の少人数指導の臨時的な学習室として使用していますが、短時間的な運用でありまして、使用頻度の少ない一部の特別教室と合わせて普通教室へ転換することは、学校の裁量や工夫により十分に可能であると思われれます。また、現時点以上に伏見地区への転入者が増え、将来的に入学児童が増加、クラスも増加していくという見込みが発生してきた場合には、校舎の大規模改修に併せた新しい教室の増築工事を行うことも可能と思われれますので、状況に応じた柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上で、福井議員の御質問への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

[ 2 番議員挙手 ]

**議長（高山由行君）**

2 番 福井俊雄君。

**2 番（福井俊雄君）**

今、特別教室を一般教室にするというお考えをお話しされましたけれども、現場で聞いたところによると、一般教室にするのが少し難しいという話を聞いているんですけれども、そういうことがあるかないかというのが1点と、あともう一点は、今、大規模改修の話が出ましたけれど、改修予定というのは決まっているのか、決まっていないのか、やるとすればいつ頃になるのか、その2点について再質問させていただきます。よろしく願いします。

**議長（高山由行君）**

教育参事 山田徹君。

**教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）**

ただいまの福井俊雄議員の再質問についてお答えします。

まず、今ある空き教室になっております少人数指導教室とか特別教室、使用頻度の少ない特別教室を転換することが難しいかどうかということにつきましてですが、今現在、ちょっと答弁のほうには答えませんでしたけれども、伏見小学校の児童数、過去の児童数を顧みてみますと、校舎ができた、北舎ですけれども、昭和55年につきましては何と563人の児童が16教室を使っておったと。その後3年後、昭和58年につきましては何と580人、17教室を使って



おったと。今現在が 280 人前後で 10 教室を使っておるという現状を見ますと、過去には、かなりゆとりがないという考え方もできますが、それだけの児童数が入っておったということで、構造上は可能であるのかなと。もちろんクラスの基準も違ってまいりますので一概には申し上げませんが、学校側の工夫によっては、それは転換は可能であると思っております。

なお、大規模改修につきましては、これから実施設計、基本設計について予算化といいますか、それを考えていきますと、令和 2 年度、3 年度ぐらいで設計を行いまして、改修、実際の工事についてはその後になろうかなと、スタートが令和 4 年度以降になろうかなという形になろうかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

[ 2 番議員挙手 ]

**議長（高山由行君）**

2 番 福井俊雄君。

**2 番（福井俊雄君）**

さっき聞き忘れたんですけれども、特別教室を一般教室にするということで、今、空調、エアコンの問題、それは特別教室から一般教室にしてそこがなしになる、そんなようなことはないですよ。

**議長（高山由行君）**

教育参事 山田徹君。

**教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）**

昨年度行いました空調工事によりまして、全ての教室 100%、準備室とかそういった物置は除いてですけれども、空調工事は完備しておりますのでよろしく願いいたします。

[ 2 番議員挙手 ]

**議長（高山由行君）**

2 番 福井俊雄君。

**2 番（福井俊雄君）**

どうもありがとうございます。

とにかくせっかく来ていただいた方を失望させることのないように、御丁寧に小学校の運営管理をよろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

**議長（高山由行君）**

これで福井俊雄君の一般質問を終わります。

引き続き、一般質問を行います。

3 番 奥村悟君。

**3 番（奥村 悟君）**

それでは、私もマスクを取らせて質問させていただきますので、よろしくお願いたします。  
議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました通告書に従いまして質問をさせていただきます。

私も長年農業をやっていて、水の管理やら草刈りなど農業のつらさ、大変さをしみじみ感じるとともに、将来の私の後継者のことも頭を悩ませる問題であり、将来の御嵩町の農業ってのうなってしまうのだろうなど切実に思うことがあって、今回質問させていただきます。

今回は、農業水利ストックマネジメントについて、大項目1点であります。

日本は、古くから里山や棚田など美しい風景が至るところで見られましたが、今や過疎化、高齢化による耕作放棄が増えて、農業を取り巻く環境が格段に変貌しつつあります。御嵩町も例外ではありません。農業施設で基幹的な部分を占める用排水路の清掃、草刈り、泥上げなどの維持管理が逼迫しています。これらの用排水路の維持管理は、主に農業者を中心とした土地改良区や水利組合が行って来ました。

しかし、近年の高齢化、混住化が進むにつれ、参加の割合が低下してきています。その対策として、国は平成19年に農地・水・環境保全向上対策という、農業者だけではなく非農業者も含めた多様な主体により維持管理を行おうという制度が始まりました。その後、農業は国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全といった多面的機能を有していることから、名称を多面的機能支払交付金に改めるとともに中身も拡充され、現在も継続されています。

私の住んでいる山田地域では、平成26年秋から多面的機能支払交付金制度を活用して、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源、いわゆる農地や水路、農道、ため池などの保全活動を行っています。水路の草刈りや泥上げ、水路ゲートの点検などを定期的に行って地域ぐるみで保全管理し、農村環境の保全向上に取り組んでいます。用排水路はコンクリート製で丈夫で壊れないというイメージがありますが、さすがに長い間使っていると様々なトラブルが発生し、不具合が生じるようになります。

そこで、用排水路のうち用水路の機能維持を図る目的で、目地講習会を行ったこともありません。長寿命化対策として、傷みがひどい水路を活動組織の構成員が自ら施工できる簡単な目地補修を、東海農政局の技術者から教えていただきました。地域内の水路を全部補修となると多額の費用とマンパワーも必要となることから、残念ながらこの講習会の1回のみとなりました。

山田地域は昨年度からパイプライン化が始まり、用水については心配する必要がなくなりました。このように施設の更新がなされればいいのですが、御嵩町にはまだまだ古い用排水路が至るところに見受けられます。多面的機能支払交付金制度を活用している組織は、現在、私の地域を含めて3つの組織だと聞いています。以前は5つの組織が活動していたと思います。活

動だけならいいのですが、その後の事務手続の複雑さや頻繁に変わる制度に翻弄され、長続きしないのが現状です。

町の水利組合組織は、町が把握しているだけで 28 組織あるということですが、高齢化、後継者不足などで農業離れが進み、組合員の数も減少しています。さらに、耕作放棄地の増大や住宅化により、組合費、いわゆる水利費収入の減少により水利組合の運営に大きな影響を及ぼしている状況です。

日本全国に張り巡らされた農業用排水路の総延長は、地球 10 周分にも及ぶ約 40 万キロメートル以上とも言われています。我が国の食料供給と農業、農村の多面的機能を保持してきた大規模な用排水路は土地改良区や自治体で、末端の小規模な用排水路は農業者で構成する水利組合によって管理されてきました。昔は、末端の小規模な用排水路のほとんどは素掘りのいわゆる土水路でしたが、今では大半がコンクリートの水路になっています。しかし、その用排水路も老朽化が進み、更新時期を迎える施設が増加しています。

御嵩町の土地改良事業の多くは、昭和 40 年代から 50 年代にかけて鉦害復旧事業で行われ、併せて整備された用排水路も標準耐用年数が経過して老朽化が進んでおります。また、近年頻発する豪雨や台風、さらに地盤沈下などで損壊なども見られるようになり、平成 22 年、平成 23 年に発生した豪雨災害では、町の農地や用排水路を含む農業施設に甚大な被害を及ぼしたのは記憶に新しいところです。

そこで質問ですが、1 つ目に排水路の補修及び整備についてお伺いします。

住宅が混在する集落の雨水や、雑排水及び農業排水が流れ込んでいる水路の補修や改良工事は誰が行うべきとお考えですか。排水路が農地に隣接しているだけで、農業者だけに負担を強いていいのでしょうか。

2 つ目に、御嵩町分担金徴収条例では、土地改良事業で行った用排水路の補修や改良工事に、地元負担として事業費の 50% を徴収していると聞いています。近隣の美濃加茂市や可児市、川辺町、八百津町では、農業用排水路について補修や改良工事を行った場合、負担金を徴収していないとのこと。御嵩町も、公共性の高い排水路については負担金を徴収しない方向で条例を改正していただきたい。

3 つ目に、農業水利施設は、農業の生産基盤の重要な水源である農業用ため池が町内に 60 か所以上あり、その水を田まで運ぶための用水路、余分な水や洪水を安全に河川などに流す排水路により成り立っています。ため池、川からの取水もありますが、それを人間の体に例えるならば心臓であり、用排水路は血管網であり、その血管が詰まったり切れたりしたときには命に関わります。それと同じで、用排水路が壊れたり土砂が堆積したりすると機能しなくなってしまいます。それには水利ストックマネジメントが必要になってきます。ストックマネジメン

トとは、施設の機能がどのように低下していくのか、どのタイミングでどのような対策を取れば効率的に長寿命化できるかを検討し、施設の機能保全を効率的に実施することを通じて施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する取組です。農業用排水路も壊れてから直すのではなく、壊れないように点検・補修し、長く使うことが重要です。維持管理を農業者や水利組合組織に頼れない時期に来ている中で、農業水利施設の保全について町の考え方をお聞かせください。

以上、答弁よろしく申し上げます。

#### 議長（高山由行君）

まずは農林課長 高木雅春君。

#### 農林課長（高木雅春君）

それでは、奥村議員の質問に答弁させていただきます。

質問は、農業水利ストックマネジメントについてと題され、私への質問は最初の2項目ですが、3項目目を私のほうから担当としての答弁をさせていただき、その後に町長から町の考えについて御答弁頂きますので、よろしく願いいたします。

質問の1つ目、排水路の補修及び整備について伺うについてでございます。

現在、農林課では、用排水路の補修等の地元要望があった場合は、分担金を徴収して補修工事等を実施するときと、地元で原材料といった現物を支給し、地元からの労力提供により補修を実施してもらうときがありますので、ここで平成27年度から令和元年度までの5年間の対応状況を御報告させていただきます。

分担金を徴収し、補修工事等を実施した件数は34件となります。そのうち22件が用水路の改修工事、排水路の改修工事は3件、ため池は3件、農道は2件、その他の施設で3件の改修工事などを行っております。

次に、原材料を支給し地元に対応していただいた件数は、30件となります。その支給品目は水路の目地用セメント、農道補修用の砕石、ため池補修用の耐水シート、側溝などのコンクリート製品を支給しています。これを用途別に見ると、用水路用は14件、排水路用は5件、ため池用は4件、農道用は1件、そのほかが6件という状態になっております。

実際に排水路の補修及び整備について地元要望があった場合の対応は、現場を確認し、その排水路が農業専用であれば水利組合などと工法、分担金等について協議をさせていただきます。それ以外の場合は、建設課と協議しながら地元要望事業として実施していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

2つ目の御嵩町分担金徴収条例の見直しをしてはどうかについて回答させていただきます。

初めに、御嵩町を含め可茂管内10市町村の分担金徴収条例を比較してみました。条例の

規定の仕方が様々で運用状況までは分からなかったので、用排水路に対する運用状況を聞き取りいたしましたので、その状況を御報告させていただきます。

初めに、美濃加茂市では、受益者が特定される用水路の改良には、事業の種類により 20%か 25%の分担金を徴収するが、排水路は不特定多数の者が利用するため、徴収していないとのことです。可児市は、用水路のみ 5%徴収しております。坂祝町は、分担金を徴収する事業を、必要なときに条例に規定して対応しています。現在は分担金を徴収する事業はなく、補修などは全て町が負担しているとのことです。富加町は、道路排水と兼ねているような排水路の改修は、分担金を徴収していません。用排水路の改良事業を実施した場合は、受益状況を勘案し、15%以内の分担金を徴収しているとのことです。川辺町では、排水路は農水以外の流入があるということから、分担金を徴収していません。この数年、分担金を徴収した事例がなく、改修等は全て減免として対応しているとのことです。八百津町では、用排水路は 30%の分担金を徴収しています。排水路は、山などほかからの水が流入しているため、分担金を徴収していないとのことです。七宗町は用排水路の場合 50%以内の分担金を、白川町は用排水路の場合 20%以内の分担金を徴収しています。東白川村では 15%以内の分担金を徴収することを規定していますが、補助事業の種類によっては排水路で徴収しない場合があるとのことです。最後に御嵩町では、用排水路の改良の場合、条例に基づき 50%の分担金を徴収しています。

このように用排水路に対する分担金の負担割合や徴収する基準など、運用方法は様々でございます。今後、受益の限度などを考慮しながら、条例の見直しの検討を考えていきたいと思っております。

3つ目の、老朽化した水利ストックマネジメントを実施するべきと考える。町の考えはについて回答させていただきます。

奥村議員の質問の中でも紹介がありましたが、いま一度ストックマネジメントとはどういうものか御説明させていただきます。

ストックマネジメントとは、施設の機能がどのように低下していくのか、どのタイミングでどのような対策を取れば効率的に長寿命化できるのかを検討し、施設の機能保全を効率的に実施することを通じて施設の有効活用や長寿命化を図り、施設の建設に要する経費、供用期間中の維持保全コストや廃棄に係る経費に至るまでの全ての経費の総額、いわゆるライフサイクルコストを低減する取組のことをいいます。

具体的には、1番目に施設の性能評価を行い、劣化の見通しを立てます。2番目に、施設の老朽化のリスクを評価します。3番目に、農業水利施設は複合施設であり、延長も長いので、箇所ごとに劣化程度が違っていきます。このため、箇所ごとの劣化状態に応じた適時の対応を考えます。4番目に、いろいろな機能保全対策や予防保全を想定し、コスト比較によって適切

な対策を選択的に実施します。5番目に、平均的な管理マニュアル対応から個別施設ごとの対応に変えていくなどのことを実施することを言います。

これまでの考え方では、土地改良などで整備した地区について、耐用年数を念頭に置いて、損傷した部分が増加した時点で地区全体を一体的に更新整備しなければいけません。ストックマネジメントに転換すると、施設の機能診断に基づき機能保全計画を策定し、地区の一部ごとに補修したり補強工事により更新までの期間を延長できたり、簡易な工事で施設機能を回復し、継続使用できて、結果的に地区全体の長寿命化が図られ、更新費用を抑えることができるというものです。

御嵩町では、昭和30年代後半から昭和60年度までに56もの土地改良などで農業水利施設を整備してきました。農林課では資料もなく、全容をつかみ切れておらず、これまでに一体的に更新整備をした地区はございません。農業インフラは国民、町民全体の資産であり、守っていく必要があります。ストックマネジメントは大変いい制度なので、担当として今後研究させていただきます。

一方、これらの農業水利施設は、町内28の水利組合組織により維持管理されています。しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている国土の保全、水源の涵養等の多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

また、共同作業の困難化に伴い、農用地、水路、農地等の地域資源の保全、管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

こうした中、多面的機能支払交付金という国の制度を活用し、頑張っている組織もあります。この多面的機能支払交付金とは、水路、農道、ため池及びのり面等農業を支える供用の設備を維持管理するための地域の共同活動に支払われる交付金です。この交付金は、水利組合などの組織か地域で設立した組織に交付されます。現在、議員お住まいの山田と美佐野地域で組織が設立され、比衣水利組合を合わせた3団体が交付金を活用し、農業水利施設の維持管理をしていただいております。農業水利施設の維持管理は水利組合組織の力が必要ですので、担当といたしましては多面的機能支払交付金を啓発していきたいと思っております。

以上で私からの答弁を終わらせていただきます。

**議長（高山由行君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

奥村議員の、老朽化した水利ストックマネジメントを実施すべきと考えるがどうかという質問にお答えをさせていただきます。

自分で売値がなかなか決められないという世界の農業、私自身は大変不思議な世界だなと思いつつ眺めてまいりました。こうした水利等々、また農業に関する質問を私が受けたときに常に申し上げておくのは、私は完全な消費者であります。その立ち位置でしか農業問題、また食料問題を考えられないのは理解していただきたいと、このように思っております。

私は建築業をなりわいとしてきましたので、農業用水利に関しては苦勞したことばかりであります。どれだけ頭を下げたか分かりません。私の感想は、権利と利権が表裏一体となってしまう世界であるという感想も持っております。自分で値段をつけて売るという感覚からいけば、消費者の私にはとても理解し難い世界でもあります。全てが全てそういうわけではないでしょうけれど、やはり大きな開発があるとか、いろんな形でその補償を受けてきたというのも事実かと思えます。

私の業種は、行政と関わるとしたら確認申請であるとか登記であるとか、また完了検査であるとか、そういう部分だけでありました。私、町長になってから持った感想では、特に近年でありますけれど、どんな事業・商売でも補助金、補助金という風潮があります。日本という国は、とても不思議な経済システムになったと戸惑っているぐらいであります。

前置きが長くなりましたが、ストックマネジメントについては課長が答弁したとおりであります。奥村議員も部長をやっておみえになって、建設部長ということでこうしたことには関わりを持ってこられたという人生を送ってみえたんですけれど、じゃあなぜそういう考え方が出てきたかといえば、先ほど奥村議員がおっしゃった事案等々が起きているということが、非常に大きな理由であると思えます。着眼されるようになったのは、施設の老朽化もありますけれど、局地的豪雨での被害が大きいのではないかと思っております。かつては予想されていなかった量の降雨が、排水能力を超え、作物に甚大な被害を与える状況が毎年全国で発生しております。ゆえに、そうした着眼がされるようになったのではないかとすることも、一面としてはあると思えます。

議員の御指摘されました平成 22 年度、平成 23 年度、2 年連続で豪雨災害が発生いたしました。住宅も被災しましたし、農地も大変大きな被害を受けました。その記憶というのは非常に生々しく私の頭に残っておりますが、この平成 22 年 9 月 9 日の日付で御嵩町農地及び農業用共用施設災害復旧事業費補助金交付要綱というものをつくり、被災した方々の農地の補修に対して補助金を交付しております。2 年間の総額で 1,280 万 9,000 円であります。長い目で見て、こうした一時的な補助がいいのか、また長期的に奥村議員のおっしゃるような補修等々も重ねていくのがいいのかよくは分かりませんが、理にかなっているのはストックマネジメントであろうというふうには思えます。こうした交付要綱をつくりまして対応したのは全国でもまれであったのではないのかという感想を持っておりますし、非常に早い対応ができたという意

味では自負しているところであります。

ストックマネジメントの有効性というのは認識をいたしました。必要性も筋が通っているというふうには感じてお聞きしておりました。ただ、奥村議員もこの組織の中にお見えになったわけでありますので、現在の人員配置では、仕事量から不可能と言えるかと思えます。お金の問題以前の話になります。人事の面、これでいけば、採用の面から見直しの時期も相対的に私自身も感じてはおりますので、これらも含めて時間を頂きたいというふうには思っております。

時間、人員、経費、これらを多くかけ、農業水利のバイブルになる、そうしたものをつくるという方向性であるとしたら、かつての都市計画や街路計画の二の舞にならないような、絵に描いた餅にならない、この覚悟は必要かと思えます。これは行政の覚悟もそうですけれど、農地所有者の皆さんにもそれ相応の覚悟をしていただくことが必要であると感じております。

今後またいろんな話を議論しながら、どのような形がいいのか答えを見つけていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

[3番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

3番 奥村悟君。

**3番（奥村 悟君）**

町長の前向きな答弁をありがとうございました。

本当に覚悟が要るかなと思います。農業者の覚悟ということで、私もそういったものを痛感して、今農業に携わっておりますが、農林課長に1点、すみませんが、今度は公共下水がちょっと変更になりまして、特に比衣地区なども公共下水が縮小され、浄化槽に変わるわけですが、そういったところでは、家庭排水などが浄化槽だとか垂れ流しになってしまっただけで農業排水路に流れ込むといったことが想定されるわけですが、その管理を全て地元の農業者だとか水利組合のほうに押しつけるのはどうかなというふうに思うんですが、そういった場合、町が管理するということはどんなふうに考えてみえるか、いかがでしょうか。

**議長（高山由行君）**

農林課長 高木雅春君。

**農林課長（高木雅春君）**

ただいまの奥村議員の質問に答えさせていただきたいと思えます。

現在のところ、町のほうで管理するということは想定していませんので、よろしくお願いたします。

[3番議員挙手]

**議長（高山由行君）**



3番 奥村悟君。

### 3番（奥村 悟君）

農業というのは基幹産業であるかなというふうに思うわけですし、実は平成 24 年に笹子トンネルの転落の事故がありまして、大変亡くなった方が見えまして、それから道路についてはストックマネジメント総点検が始まって今に至っているわけですが、農業というのは、やっぱり公共性という観点からなのか分かりませんが、現在はそんなふうな状況で少し立ち後れているかなあというふうに思いますが、やっぱり基幹産業の農業についても、そういった前向きな形の中で進めていくことが必要かなあというふうに思います。農業離れというかそういったこともありますので、耕作放棄地を増やす原因になるかなあというふうに思います。

最後に1つだけ。町長は、平成 25 年の施政方針の中で、先ほどの平成 22 年、平成 23 年の豪雨災害、2年続けて発生した豪雨災害のときに、施政方針の中で、町長としては農地や農業施設を守ることの重要性を、災害防止の観点からも再認識する結果となったというふうに言われておりますので、先ほど町長の答弁にもありましたように、今後起こり得る大規模地震だとか豪雨だとか、想定される災害防止の観点からこのストックマネジメントを前向きに考えていただければなあというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

### 議長（高山由行君）

これで、奥村悟君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

1番 清水亮太君。

清水議員にお伝えしますが、質問の時間によっては答弁のほうが午後に回ると思いますのでよろしくをお願いします。どうぞ。

### 1番（清水亮太君）

議長のお許しを頂きましたので、私からは水道事業について質問をさせていただきます。

私が議員となり、既に半年以上の時間がたちました。この間、様々な方から、清水はなぜ議員になろうと思ったのか、こういった質問を受けることが多々ありました。私ごとではございますが、今回の質問動機に関係しますので少しだけ触れさせていただきます。

我々世代が町の中核を担う頃に御嵩町はどうなっているだろうか、これが議員としての私の出発点です。行政の長である渡邊町長もそうですが、議会においてもその構成の中心は、私からは 30 歳以上離れた 60 代、70 代の世代が御活躍されています。順当にいけば、我々昭和 60 年生まれの世代が政治に参加するのは 30 年後という推計が成り立ちます。

さて、30 年後の御嵩町はどうなっているのでしょうか。

今の世の中は、少子高齢化が進んでいる状況です。果たしてその頃の御嵩町に活気は残っているだろうか、財政面は危機に瀕していないだろうか、こういった問題に真剣に取り組み、若い世代も決して上の世代に任せ切りではなく意見を発信していくことが次の世代への責任ではないか、そのような考えから、今ここに立っています。

そういった意味からは、今から質問に移ります水道事業に関しては、御嵩町全ての方、特に若い世代の方に問題意識を持っていただきたいと思います。

御嵩町の水道事業に関しては、町のホームページでも公開されております御嵩町水道事業経営戦略が大変参考になる資料となりますので、今回の質問はこちらを引用しながら行います。

資料によれば、現在布設されている管路の延長は約 240 キロメートルであり、管種別にはダクタイル鋳鉄管が約 85 キロメートル、約 35%、塩化ビニル管が約 100 キロメートル、約 40%、その他ポリエチレンなどの樹脂系管などが約 25%とされています。

また、平成 2 年度から平成 21 年度までの 20 年間に下水道整備工事等に合わせて布設された管路が約 50%以上を占めていることが分かりました。

法定耐用年数である 40 年を基準に整備すると、現時点で約 10%の管路が法定耐用年数を超過しており、今後 20 年以内に約 50%の管路が法定耐用年数を超過して経年管路となり、更新を検討する必要性が高まることが示されています。

しかしながら、これらの管路については、法定耐用年数である 40 年経過で一律に更新しているのは、平成 31 年度から 10 年間の更新事業に年間約 3.5 億円の投資額となり、急激に投資額が増大する令和 10 年度以降では、10 年間の投資額は毎年約 18 億円となり、この金額は近年の投資額の約 9 倍であるため、現実的ではないことが示されています。

また、そもそも投資と収益のバランスが破綻しているため、法定耐用年数どおりの管路更新では水道事業は成り立たないとさえ言えます。そこで示されているのが、耐用年数の 1.5 倍超過をめどに更新していき、投資額の平準化を図る案であり、基本線ではこちらの案を基に経営戦略が考えられていることが分かります。この案では、平成 31 年度から令和 10 年度の 10 年間の投資は年間約 2 億円で、近年の投資額程度、長寿命化などにより管路更新事業への投資を抑制する令和 11 年度から令和 20 年度の 10 年間の投資は年間約 3 億円となり、近年の投資額の約 1.5 倍程度の水準で推移すると想定されています。

さらに資料では、収益的収支が単年度の赤字に転じると想定されている令和 5 年度以降は収益的収支の赤字が継続するとされていますが、その際には新規企業債の発行により、資金は現在の水準程度を維持していくとされています。

また、新規企業債は投資の増加に合わせて発行するとされており、令和 2 年度以降は投資額の 30%、令和 6 年度以降は投資額の 20%、令和 11 年度以降は投資額の 45%を企業債で賄う

ことが、あくまで試算ではありますが、示されています。

また、資金水準維持のための新規企業債の発行を行うと、令和 20 年度の未償還金残高は約 13 億円となり、給水人口 1 人当たり約 10 万円になると想定されています。さらに、今後は町全体の人口の減少などにより料金収入が減り、経営状況の悪化が懸念されており、水道事業を取り巻く環境はより厳しい状況となることが想定されています。

ここまで御嵩町水道事業経営戦略を引用してまいりましたが、人口減少によって料金減収が想定されるような状況においても、健全な事業経営の維持と次世代に過度な負担を残さないような企業債の利用が求められている状況であることが理解でき、水道事業には様々な工夫、努力が必要ということが再確認でき、大変勉強になる資料であると思いました。

さて、水道事業の工夫、努力といった部分では、経営戦略においては補助金等の活用や広域連携、公民連携で経営の合理化を模索する道が示されています。

また、有収率の低下は、水資源の有効活用の視点だけでなく受水費の縮減にも関連するため、事業経営の視点からも影響が大きいことから、漏水調査の強化や老朽管の更新などにより有収率の向上に努めていくともされています。

これらについて、私が気になった部分を 4 点質問させていただきます。

1. 将来の負担を減らすための経営の合理化のための広域連携、公民連携に関する検討を行うとされていますが、具体的にどのようなことを指しますか。また、実現に向けてどのようなことをされていきますか。

2. 過度に企業債に頼ることがないようどのようなことをされていきますか。

3. 管路の更新を法定耐用年数の 1.5 倍とすることで投資の平準化が図られる一方、有収率が下がる懸念がありますが、その点をどう思われますか。布設されている管路の経年による破損率等データがありましたらお示してください。

4. 現行の御嵩町の水道料金は県下で 2 番目に高いため、これ以上の値上げはほかの市町村との不公平感が増す結果となり、負担増はためられるところでもあります。経営戦略には、水道料金の維持を目指すとしつつも、必要に応じて料金の最適化を検討するとも示されています。将来、水道事業が赤字化したときや、企業債の利用が多くなるタイミングで水道料金の値上げはしませんか。

以上 4 点、御答弁をお願いいたします。

**議長（高山由行君）**

上下水道課長 鍵谷和宏君。

**上下水道課長（鍵谷和宏君）**

町長が御答弁される前に、私のほうから答弁させていただきます。

清水議員からは、水道事業の今後についてと題され、4点の御質問を頂いております。また、御質問には、昨年3月に策定しました御嵩町水道事業経営戦略を引用していただいております。

御嵩町水道事業は、昭和31年に給水を開始して以来、拡張事業を重ねながら現在の水道施設の整備を行ってきました。近年では、上之郷地区で進めておりました未普及地域の整備が平成28年度に完了しております。

全国的に現在の水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少に加え、節水機器の普及や節水意識の向上などにより水需要が低迷し、給水収益も減少しています。一方、老朽化施設、設備の更新や耐震化など災害対策への投資も必要となっています。このような状況の中で、本町の水道事業を将来にわたって安定的に継続するために、中・長期的な視点に立った経営の基本となる御嵩町水道事業経営戦略を策定いたしました。

経営戦略では、御嵩町水道事業の今後10年間における経営の基本的な考え方、投資資産、財源資産、収支ギャップの解消など経営健全化の取組を定め、本町水道事業の基本理念である「安心、ずっと、いつまでも、未来に続く御嵩の水道」を達成するために、継続的な取組を推進しているところです。

それでは、御質問の1点目、水道事業の効率化策のうち広域連携、公民連携とはどのようなものを指し、実現に向けてどのようなことをされるのかにつきましては、広域連携につきましては、平成28年度から県主導で岐阜東部上水道広域研究会などの会議が開催され、検討が進められています。

水道の広域化は、近年、経営基盤や技術基盤の強化という観点から、近隣の市町村の事業を統合し、広域化を図るいわゆる水平統合や、県などの水道用水供給事業と市町村とのいわゆる垂直統合などや、業務の共同化などの新たな概念の広域化も提唱され、推進されております。新たな概念の広域化は、施設の共同化として配水池などの共同施設を建設、保有する方法、緊急時等のために共同で連絡管を整備する方法、災害時等の相互応援協定等を締結する緩やかな連携方法なども広域連携の1つの取組です。

また、公民連携では、現在、水道事業においては施設等の包括委託や水道法に基づく第三者委託、施設の設計や整備、維持管理、運営等を一体として発注する等、多様な形態の公民連携手法が採用され、実施されています。

このような動向の中、県主導の会議や他の市町村との情報交換の中で、広域連携の取組として何が有利かを考え、研究していきたいと考えています。

また、公民連携では、現在、施設管理、料金徴収、宅内検査や窓口業務の一部など効率性を考え、既に委託しており、今のところそれ以上のことは考えておりません。

御質問の2点目、水道事業において過度に企業債に頼ることがないようなことをし

ていくかにつきましては、水道事業の起債は交付税措置等の国からの助成が少ないため、過度に企業債に頼ることがないようにしていかなければなりません。そのために、管路更新では下水道事業などに合わせた工事実施によるコスト縮減、施設等では 16 か所の配水池、15 か所のポンプ場を抱えており、ポンプや電気設備は毎日稼働するもので故障なども起きやすく、耐用年数も短いことから、これを統廃合できるものは実施し、ランニングコストや更新費用を抑えるとともに定期的な点検を強化し、施設等の長寿命化も図ることにより、できる限り企業債の発行を抑えていきたいと考えております。

御質問の 3 点目、管路の更新を法定耐用年数の 1.5 倍の超過とする計画は、有収率の維持と矛盾しないかにつきましては、厚生労働省における調査においてアセットマネジメント、資産管理を実施している他事業体の管路の実使用年数に基づく更新基準の設定例は 40 年から 80 年とされており、今回管路の更新時期として 60 年の実用耐用年数を見込むものいたしました。本町において管路の経年による破損率等データはありませんが、(公財)水道技術研究センターが管路事故の実績を分析し、経過年数による事故率を推定した報告書の一部が厚生労働省のホームページに掲載されており、ダクタイル鋳鉄管は、よい地盤では 60 年以上経過しても事故率は極めて低いとされています。

また、有収率向上については、県営水道を受水している本町としては大きな課題と捉え、漏水調査の強化等により漏水箇所の早期発見、早期補修に心がけていきたいと考えています。

御質問の 4 点目、水道事業が赤字となったときや企業債の利用が多くなった場合でも、現状の水道料金水準は維持されるのかにつきましては、幸い今は亜炭鉱廃坑対策事業により水道料金収入の特需があるので、将来に備えてこれをしっかりと確保していきたいと考えております。

また、水道使用料の半分の約 2.4 億円の支出となる県営水道からの受水費の動向にもよりますが、今のところ料金改定は視野にはありません。公営企業としての財政収支に注意しながら料金の現状維持に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

#### 議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

#### 町長（渡邊公夫君）

それでは、清水亮太議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

いわば今答弁した鍵谷課長は、公営企業の社長であります。経営者ということで答弁をいたしました。私自身は、いわゆる公営企業の雇われたオーナー会長だということだと思っております。そういう立場で大局的なお話をしたいと思っております。

まず清水議員の質問は、分析がしっかりしているという感想を持ちました。ちょっと素直かなということを思いましたけれど、大変そういう意味では、今後心強く思っているところであ

ります。

私は、大局的な理解と方針をこれから述べます。

まず1点目の質問については、企業経営をしているという形での水道事業でありますけれど、公営企業ですので質が違います。簡単に利益を求めてはいけない、競争相手がいないということになりますので、質が違います。単純に県から水を仕入れ、町が小売をする、その際に仕入れに対し経費を上乗せし、利用者から料金を頂くという非常にシンプルなものであります。民営化して、そういう自治体もあるわけでありまして、民営化すると、企業ですので、すぐ水道料金の値上げが始まると非常に悲鳴を上げられている住民が多いという話も聞きますので、基本的には公営企業でやっていくのが一番いいのかなと。もし、公民といいますか自治体でスクラムを組むとしたなら、今、御嵩町は県水を買っているわけですので、小売も県水に任せるといような形はあるのかもしれませんが、今は具体的には考えてはおりません。そういう意味では、民間の経営そのものがこの水道になじむかといえば、水道事業にはちょっとなじまないだろうなという感覚ではおります。

今、広域連携の話をしていただきましたが、水道についてはループ状にしていくという県の大局的な目的があります。災害時に断水が起きた場合に、水を送ることが1本ではできなくなってしまうということで、この可茂用水と、例えば東濃用水をつなぐというようなことをしておりますので、一方が断水し、一方がという範囲が非常に狭くなっていくということは言えるかと思えます。

御嵩町の、これは料金も含めて水道の根本的な問題でありますけれど、水利権制度と、低いところから高いところへ水を送るという物理的矛盾であります。したがって、現段階では、新しいアイデアを出そうとしても、この水利権の問題というのは、先ほどの農業水利よりももっと規模の大きな水利権という話になりますけれど、丸山ダムで水がたくさんたまらようになったらそれをくれよというわけにはいかないという非常に複雑な、また権利と利権に縛られたものでありますので、水道を安くしていきたいなど、新しい自分のところでそうした整備をすれば安くなるということもある程度は見えていますけれど、水利権を持っていないというのは致命的な問題であると思っております。いろんなアイデアは出してみるものの、ことごとく潰れてしまうというのが現状であります。

2点目、3点目の質問、これを併せてということになりますが、企業としての観点から、起債の問題については、それは頼らないほうが良いというふうには考えております。ただ、庁舎問題も含めて同じテーマということになるかと思えますが、世代間負担をどのように考えていくかというテーマでもあると思えます。50年、60年という利用期間を現世代だけで負担していくのかという話になると、やはり未来世代にもある程度は負担をしていただく、それは常識

的、良識的な金額であるべきと。私も庁舎云々というときに本当に迷いました。お金で残してあげるのがいいのか、物で残してあげるのがいいのかということで、ただ耐震化というテーマが喫緊の課題となっておりましたので、じゃあ、まあ今やっつけてしまおうということに決めさせていただいたという経緯があります。今後、借金は最長でも行政のほうは30年ですので、その30年間無理のないような、また論理的に説明のできる借入れの仕方、また借金したほうが行財政というのは有利になることがありますので、あらゆる計算をしながら対応していきたいというふうに思います。

当然、清水議員の年代ですと、そう借金するなよということをおっしゃりたいと思いますのはよく理解できます。ただ、一方、私たちは子や孫に借金は残したくないという思いを強く持っております。しかし、今やるべき事業はやらざるを得ないということでもありますので、そこを先送りしないように、過度な起債を発生させないようにしていきたいと、このように思っております。

私が町長に就任しましてから、御嵩町の行財政の体質改善として行財政改革を断行しました。私の前の町長は、子孫に美田を残さずといつも言っていました。今やるべきことは今やりゃあいいんだと、後のことは知らないよと、金も何も残さないというのが自分の生きざまだということをおっしゃっていましたが、先ほど50年、60年と長期にわたるものについて、やはり応分の負担というのはそれぞれしていかなきゃいけないんじゃないかというのは、私と根本的に違うところだと。その割に、行政の借金というのは5年据置きして5年後から返していくという借金の仕方はあるんですけど、それが非常に多かったがためにどんどん公債費が上がっていったという経緯もあります。叱られたのは私でありますけれど、借りたのは私ではありません。1期目4年間、ほとんど私何もやりませんでした。借金を返していただくという4年間を過ごしたということを今思い出しております。

現在は、比較的健全な状態を保っているというふうに思っております。昨年度の決算は、平成30年度になるんですけど、この決算については、清水議員も決算書は手にしておられると思いますけれど、説明の中で私が実は一番重要だと思っているのは、将来負担比率、もうずばりそのものと。清水議員の世代が幾ら負担していくのかということですが、現段階ではパーという示し方をしておりますので、少なくとも借金と基金、貯金のバランスでいえばプラス・マイナス、それ以上のプラスになっているということですので、こういう市町村はそうそう多くあるわけではありませんので、安心しろという意味ではありませんけれど、健全な運営をこれからもしていきたいというふうに思っております。

頭はひねりようで、体質改善というのはどう補助金や交付金を国から取ってくるかということにもなります。水道未普及地域の水道事業は、一般会計で衛生費という見地から、また公

平・平等の見地から、補助を一般会計のほうから出しております。一般会計で借金をしております。そういう形での状況で実施できたわけでありまして、物は考えようということもありますので、しっかりと色々な方法を考えていくということでもあります。起債をする場合は補助金や交付税措置、これもまた後ほど勉強していただければいいかと思いますが、借金も半分国が返してくれるというような制度もありますので、ぜひ重要視しながら財政運営していきたいというふうに思っております。

同期化云々の年数の問題もありましたけれど、私が議員だったときにほぼ下水道工事が始まった時期でありました。その時期には、配水管といって道路の下に埋めてある管が土管の時代でしたので、それをどんどん換えていったと。もう土管は一切なくなっていますので、有収率がもし悪いとしたらどこかに不具合があるという問題であって、土管だからということではないというふうに考えられるだろうと思っておりますので、耐用年数も含めて丈夫な管になっているというのも事実でありますので、当然、耐用年数が長くなったとしても不思議ではありません。それを理解していただきたいというふうに思います。

水道企業会計ですので、企業なんですけど、非常に難しいのは、赤字は絶対企業ですので出さないということですが、大きな黒字を出してもいけないというところがあります。先ほど言ったように、競争相手がいないからということになります。最近、競争相手がミネラルウォーターみたいになっていますけれど、私自身もそういうことを議員1年生時代に先輩議員から随分言われました。大きな利益が出るということは水道料金が高いということだという裏返しだということも言っていただきました。私は、先輩議員や既に退職された職員に聞いた、清水議員と同じような立場の時代に、利益は数十万円あればいいと、減価償却しているんだからということで教えてくれたというふうに記憶をしている。大体40万円から50万円だなということをおっしゃったことがあります。それでも値上げが繰り返されたという現実がございました。県下1位でありました。こういうものの1位はちょっと不名誉でもありますので、私自身が町長になって10%下げたと。その上で3年間でしたか、一般会計から補助を出しながら水道料金を下げていきましたけれど、水道会計の健全化を図った上で、一般会計からの拠出をしないということになっております。

亜炭鉱廃坑対策での地下充填工事での使用や、ラスパ、大型店ですね、の進出などによりまして、非常に利益率のいい買手があります。かつてとは違いまして、水道料金、企業会計としては黒字が大きくなっています。多分、昔なら水道料金下げろという声が上がったんだろうと思います。しかし、この黒字分は料金に反映することではなく、課長の申したように将来の体力維持、また将来的になるべく料金を上げなくて済むような、そういう意味での体力も含めて備えていきたいというふうに思っております。私の任期中に料金の改定を行う予定は、現段階



ではございません。

最後に、清水議員、もう半年たつたとおっしゃいましたけれど、まだ半年です。大丈夫と、そのように思っておりますので、頑張っていたきたいというふうに思います。以上であります。

〔1番議員挙手〕

議長（高山由行君）

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

町長もおっしゃるようにまだ半年なので、しっかり勉強して水道事業も、釈迦に説法になるかと思いますが、いろいろな市町村、これから多分水道の管路で更新ラッシュが来るようなところもあるかと思っておりますので、しっかり情報収集してできる政策提言もしていきたいと思っております。以上です。

議長（高山由行君）

これで、清水亮太君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は午後1時とします。

午後0時01分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

質問は、一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

議長にお許しを頂きましたので、2点にわたり質問させていただきます。

今回、1点目に子宮頸がん予防ワクチンについて質問をさせていただきます。

町内におきましても、子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状が生じた方がお見えになることは重々承知をいたしております。心からお見舞いを申し上げます。

今回、子宮頸がんを予防するという観点から正しい情報を伝え、接種を判断できる環境づくりを求むと題し、質問させていただきます。

子宮頸がんは、子宮の入り口部分にできるがんで、年間1万人近くの女性が子宮頸がんにかかり、約3,000人も女性が亡くなっています。子育て中の女性が幼い子供を残して亡くなる

ケースも多いことから、マザーキラーと呼ばれている怖い病気です。

子宮頸がんの原因は、ヒトパピローマウイルスというウイルスで、性交経験がある女性の80%以上が50歳までに感染を経験すると言われていています。このヒトパピローマウイルス、HPVですが、HPVワクチンは2009年12月に承認をされ、2017年4月から国の定期接種となりましたが、接種後に多様な症状が生じたとする報告があり、2013年6月14日には、自治体による積極的勧奨の差し控えが行われ、A類定期接種ワクチンであるにもかかわらず、個別通知による周知が行われなくなりました。その結果、接種率は70%から1%未満にまで激減し、子宮頸がん罹患するリスクが定期接種導入以前に戻ってしまうとも推測をされています。現在でも、このワクチンは定期接種の対象であり、接種を希望する小学6年から高校1年の女子は定期接種として接種を受けることが可能であります。

厚生労働省は、HPVワクチンに関する情報の周知を進めるためリーフレットを作成し、自治体に使用を促していますが、ほとんど認知されていないのが現状です。個別通知による周知を実施している自治体は、97自治体にとどまっています。HPVワクチンが定期接種であること、つまり定期接種として接種できる権利そのものについての周知不足と言わざるを得ません。2019年、千葉県のかすみがらみ市では、高校1年女子がいる保護者向けに市独自の通知を発送し、定期接種の対象者であることや、年度内に3回の接種を終えるには1回目を9月30日までに行う必要があることを伝えています。県レベルでは、岡山県がワクチンの有効性やリスクなどが書かれたリーフレットを作成するなど、周知不足に危機感を感じた自治体独自の取組も広がりつつあります。

昨年11月1日に日本産婦人科学会は、自治体が行うHPVワクチンが定期接種対象ワクチンであることの通知活動を強く支持しますという声明を発表しています。また、12月には日本小児科医会は、接種勧奨ではなく周知のための通知を実施し、対象者への正確な情報を伝えるよう、各自治体首長宛てに要望書を提出していました。

御嵩町におきましても、本年度も4人分の予算が計上をされております。予防接種法により定期接種と定められている予防接種と説明をされています。自治体は周知を行う義務があるのではないのでしょうか。何も知らされないまま定期接種の対象期間が過ぎてしまったという町民を出さないため、ワクチンの正しい情報を知って接種の判断をしていただくために、個別通知による確実な情報提供を実施する必要があるのではないのでしょうか。少なくとも、定期接種の権利がなくなる高校1年の女子に対して、接種の可否を判断するための正しい情報とともに、助成期間終了のお知らせをすべきと考えます。担当部局の見解をお伺いいたします。

**議長（高山由行君）**

民生部長 加藤暢彦君。

## 民生部長（加藤暢彦君）

それでは、大沢議員の一般質問の1番目、子宮頸がんワクチンについてお答えをいたします。

御質問の内容は、ワクチンの正しい情報を知って接種の判断をしていただくために、個別通知による確実な情報提供を実施する必要があるのではないか。少なくとも、定期接種の権利がなくなる高校1年の女子に対して、接種の可否を判断するための正しい情報提供とともに、助成期間終了のお知らせをすべきと考えるが、担当部局の考えはどうかであります。

子宮頸がんの主な原因は、議員の御質問にもありましたように、ヒトパピローマウイルス（HPV）への感染であります。

平成25年4月から、12歳から16歳の女性を対象として定期接種となりました。予防接種法第5条第1項では、A類疾病、ヒトパピローマウイルス感染症もこの一つになりますが、に関して、市町村長に定期の予防接種を行わなければならないとして実施を義務づけております。また、予防接種法第8条では、市町村長は予防接種の対象者に対し、定期の予防接種であってA類疾病に係るものは予防接種を受けることを勧奨するものとするであります。しかし、ワクチン接種後に体の痛みなどの健康被害を訴える事例が多数報告されたことにより、同年6月14日に、厚生労働省健康局長のヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）が出され、積極的な勧奨がなされなくなりました。この勧告の一部を紹介させていただきます。

ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされたところであるとあり、1番目として、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対象者またはその保護者（以下対象者等という）に対し、予防接種法第8条の規定による当該接種の勧奨を行うに当たっては、市町村長は、接種の積極的な勧奨とならないよう留意すること。2番目として、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を中止するものではないので、対象者のうち希望者が定期接種を受けることができるよう、市町村長は、中略しますが、対象者等への周知等を行うとともに、接種機会の確保を図ること。ただし、その周知方法については、個別通知を求めるものではないこととの明記がされております。

次に、厚生労働省のホームページに掲載されている内容の一部を紹介させていただきます。

積極的な接種勧奨とは、市町村が対象者やその保護者に対して、広報紙やポスター、インターネットなどを利用して接種を受けるよう勧奨することに加え、標準的な接種期間の前に接種を促すはがき等を各家庭に送ることや、様々な媒体を通じて積極的に接種を呼びかけるなどの取組を指す。積極的な接種勧奨の差し控えは、このような積極的な接種勧奨を取りやめるこ

とではあるが、子宮頸がん予防ワクチンが定期接種の対象であることは変わらない。このため、接種を希望する方は定期接種として接種を受けることが可能である。今後、積極的な接種勧奨の再開の是非については、子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応について可能な限り調査を実施し、速やかに専門家の会議による分析・評価を行った上で、改めて判断するというような内容であります。

このことを受けまして、御嵩町の対応としては、町としても広報紙やポスター、インターネットなどを利用して、接種を受けるような積極的な接種勧奨は差し控えている状況であります。ただし、岐阜県のホームページにより、定期予防接種について、他の市町村と併せて医療機関や予防接種料金を掲載しており、情報は発信をしております。また、子宮頸がん予防ワクチンが定期接種の対象であることには変わらないとの認識ですので、接種を希望する方は定期接種として接種を受けることが可能で、予算計上もしております。一方で、ワクチン接種後の症状として、慢性疼痛や機能性身体症状など重い症状も報告され、その早期解決や救済の拡充なども議会等で出されている状況でもあります。

町としては、国の積極的な接種勧奨の再開に向けての判断をまっぴらしている状況であります。平成 25 年 6 月から積極的な勧奨は控えてきており、その関係からかもしれませんが、それ以降、町内でワクチンを接種された方はゼロ名であります。娘さんを持つ親御さんは、このワクチン接種に関して非常に関心が高いと思われるのですが、健康被害リスクのことも考え、娘さんにワクチン接種をさせないということを選択されているのかとも考えております。

大沢議員御指摘のように、このワクチンには接種するタイミングがあり、定期接種である以上、このことをお知らせすることは行政としての責務であるとも考えます。一方で、本町はワクチン接種後に様々な症状が現れた町民もおられる自治体でもありますので、その情報提供には最大限の配慮も必要かと思えます。我々行政がそういった情報提供をすることで、間違ったメッセージを送ることにならないか、大変危惧もしております。

今回の質問で、改めて大変大きな問題を頂きましたので、扱いを慎重にして、可児医師会とも協議をして検討をしていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[10 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

10 番 大沢まり子さん。

**10 番（大沢まり子君）**

ただいま詳細な御答弁を頂きまして、ありがとうございます。

御答弁の中に、娘さんを持つ親御さんがワクチン接種に非常に関心が高いものの、健康被害

リスクのことを考え、接種させない選択をされていると言われましたけれども、健康被害リスクのことはよく耳にするのかもしれないですけれども、正しい、現在対象になる方に対しての接種の有効性とか安全性、また健康リスクも含めますけれども、そういった正しい情報が発信されているかという疑問がありましたので、今回、質問させていただきました。

御答弁では、今後の医師会などともしっかり協議を重ねていくということで、非常に苦慮なさっている御様子は大変分かります、理解できますので、しっかり今後検討していただきたいと思っております。

ワクチン接種をしないと判断されれば、これは子宮頸がんのがん検診ですね、検診のほうをしっかりと行っていただきたいというふうに考えますけれども、御嵩町においての子宮がん検診率というのはどの程度か、お分かりになりますでしょうか。

**議長（高山由行君）**

民生部長 加藤暢彦君。

**民生部長（加藤暢彦君）**

それでは、大沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

子宮頸がんのがん検診の御嵩町の数値はどうかということでございます。

こちらにつきましては、前回の定例会で谷口議員のほうから、がん検診の受診率の質問がございましたので、そのときでもちょっとお答えをさせていただいておりますが、最新データとして平成28年度分の数値を使わせていただいております。

子宮頸がんにつきましては、対象者が6,342人、受診者が708人ということになりまして、受診率としては11.2%であります。そのときにお答えもさせていただいておりますけど、岐阜県の平均は16.0%ということでございまして、県内順位は35位でございました。県平均を大きく下回っておる状況であります。年々受診率は向上してきてはいるものの、やはり決して高い受診率ではないというような認識をしておるところでございます。以上です。

[10番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

今の御答弁頂きまして、検診率は決して高いほうでは、低いほうであるということですので、検診率アップに対しまして、先ほどちょっとお話ししました岡山県が出しているリーフレットには、県知事のお話の中で、このたび、子宮頸がんの予防に向けてHPVワクチンに関する正しい情報をお伝えするとともに、検診の受診促進を図るためにこのリーフレットを作成しました。私は、予防できる子宮頸がんに対して、「できることはしっかりと行い、救える

命を一人でも多く救っていききたい」との強い思いを持っていますということで、このリーフレットが子宮頸がんについて皆さんで話し合い、理解を深めるきっかけになることを願っておりますという知事のお言葉を載せながら、検診の促進を図っておられます。

御嵩町におきましても、何とかこの検診受診率、さっき 6,000 人とか言われましたけれども、特に若い方の検診をしっかりとやっていただける、20 代、30 代の方が罹患される方が多いということですので、そういった方への検診率、受診率のアップのための何らかのお知らせというか、するよう形を取っていただきながら、子宮頸がん予防ワクチンについての正しい理解を進めていただくようお願いして、この質問に関しては終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、2 点目ですが、多胎児における子育て支援についてと題しまして質問をさせていただきます。

多胎児というのは、双子、三つ子、四つ子、五つ子とたくさんの方が一度に生まれるということです。

2018 年、豊田市で発生した三つ子を育児中の母親による暴行死事件の判決が出されました。母親は、想像以上に苛酷な三つ子の育児中、鬱状態であったと認定をされましたが、厳しい判決となっております。

厚生労働省は、来年度から支援に乗り出すとしています。厚生労働省の 2017 年の出生数で見ると多胎児の割合は 2.01%、母親の年齢別では、30 歳から 34 歳が 2.03%、35 歳から 39 歳は 2.43%、40 歳から 44 歳では 2.71%、45 歳以上では 5.95%と、高齢になるほど出産する割合が増すのは、晩婚化による不妊治療の普及が影響しているとも言われております。御嵩町におきましても、一般不妊治療、特定不妊治療の助成も行っていただいております。この助成を利用して希望をかなえられる方も見えます。今後は、さらに双子や三つ子の誕生も増えてくるのではないかと思います。

多胎妊娠は、妊娠高血圧症候群や早産などのリスクが高くなっているため、管理入院をする場合が多く、また 7 割が 2,500 グラム以下で生まれ、免疫力の低さや発育への不安、授乳や夜泣きが間断なく続く睡眠不足、周囲の無理解によるストレスなど、妊娠から子育てまで心身ともに負担が大きくなり、子供を虐待してしまう母親もいると言われております。多胎児家庭の虐待死の発生頻度は、単胎児を育てる家庭の 2.5 倍から 4 倍に上るとの調査結果もあるようです。

リスクが高い中で誕生した小さな命を守るために支援を始めている自治体があります。大津市などでは、外出などを手伝うヘルパー制度を設けています。東京都の荒川区では、タクシーや一時保育の利用料を補助をしています。また、岐阜市では、先輩ママであるピアサポーターが家庭訪問や乳幼児健診の会場で子育ての相談に応じています。移動支援、アウトリーチ支援

などを考えられますが、御嵩町においても支援の充実を求めます。

そこで、お伺いいたします。

本町における多胎児数はどれぐらい見えますでしょうか。また、多胎児家庭に対しどのような支援がなされていますでしょうか。お伺いいたします。

#### 議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

#### 民生部長（加藤暢彦君）

それでは、大沢議員の一般質問の2番目、多胎児における子育て支援についてお答えをさせていただきます。

御質問の内容は、本町における多胎児数はどれくらいか、それから多胎児家庭に対してどのような支援がなされているかであります。

まず、本町の多胎児数でございますが、保健センターでここ5年間の把握している数で報告をさせていただきます。平成27年度ゼロ組、平成28年度2組、平成29年度1組、平成30年度ゼロ組、本年度は途中でございますけれども、現時点で3組となっております。この3組中1組は転入者でございます、残り2組が御嵩町の方で出生された方です。それから、平成28年度、平成29年度の方も出生者の方です。また、多胎児の出生率につきましては、各年度生まれる方にばらつきがございますので、平成27年から令和元年度の出生者数の合計数を使って、ざっくりとした5年間の平均値でいきますと1.05%となります。議員御案内の厚生労働省の2.01%よりは下回っている状況かなというふうに思っております。

次に、本町の多胎児家庭への支援についてでございます。

母子健康手帳交付時にスクリーニングを行いまして、6点以上の方と、それからハイリスク項目該当者の方をハイリスク妊産婦として面談で状況を把握し、その後も電話等で状況確認をしております。このスクリーニング項目に多胎も入っているという状況でございます。受診している医療機関へハイリスク妊婦について情報共有し、電話や訪問を実施しています。

また、岐阜県が行っております母と子の健康サポート支援事業を実施しております。内容は、支援の必要性が認められた母子について、その同意の下、医療機関から保健所へ支援依頼票を随時送付されます。これを受理した保健所から依頼を受けて、町の保健師が早期に母子の家庭を訪問し、面談や必要な支援を行うというものでございます。また、出産後1か月までに産婦に電話または訪問を実施していくということも行っております。

そのほかに、NPO法人ぎふ多胎ネットというのがありますが、そちらのほうにつなぎまして、ピアサポート訪問などを紹介しております。NPO法人ぎふ多胎ネットの活動内容は、多胎プレパママ教室、それから入院中の妊婦訪問、それからピアサポート訪問などがあり、

多胎のことについて研修を受けたぎふ多胎ネットのピアサポーター、これは県内在住の双子とか三つ子の先輩ママさんが訪問するというもので、ほかにも多数の事業を実施しているという状況でございます。

次年度以降の御嵩町の取組といたしまして、新たに設置いたします子育て世代包括支援センターの事業として、産前・産後サポート事業というものを実施いたします。この事業は、妊娠、出産や子育てに関する悩み等について、早期から相談支援を行うことで妊産婦等の孤立感の解消を図り、安心して妊娠、子育てができる体制を推進することを目的としており、1番目、妊娠中の健康管理ができ、妊娠中の健康や生活等について、心配事を適宜必要な場所へ相談し、母子ともに出産を終えることができる。2番目、妊娠期から出産後まで医療機関等と連携を図ることで、適切な妊婦行動と子育てができるということを目標に実施を行います。

事業対象者は、1番目として、先ほどのハイリスク妊婦と聞き取りにより支援が必要だと感じた妊婦さん、それから2番目として、妊娠30週頃に全妊婦さんに電話をいたしまして、状況確認する中で支援が必要だと感じた妊婦さんということになっております。

周知方法は、母子手帳交付時に、転入の方については受診票交付時になりますが、全妊婦に御嵩町子育てサポートプランを配付説明し、母子手帳の1ページ目に挟んで管理をしてもらうというやり方を行います。

主な事業内容としては、妊娠、出産や子育てに関する悩み等について、相談、支援、訪問を行うこと。それから、子育て応援プランを作成、ハイリスクなどの妊産婦に産前と産後の応援プランを作成すること。月に1回ハイリスク妊婦会議、これは保健師さんとか助産師さんなどの専門職の方が行いますが、ということを行い、支援内容の情報共有を行うということ。それから、実施した支援内容等は、その都度、子育て応援プラン（産前・産後）に記入しまして、母子管理票に入力し、それを4歳児アンケート時点まで管理していくといった内容であります。また、産後のお母さんが安心して子育てに臨めることができるようにということで、御嵩町産後ケア（通所型）という施策も新たに実施をさせていただきます。利用できる方は、住民票のある生後1か月から5か月未満の赤ちゃんとそのお母さんで、御自身の心身の不調であったり、回復に不安のある方、それから授乳や赤ちゃんの世話に不安のある方などを対象に、保健センターで母子のケア、それから助産師による乳房ケア、それから授乳指導、育児相談などを行うというものでございます。

産前・産後サポート事業や御嵩町産後ケア（通所型）によりまして、多胎妊婦の方も含め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供していきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[10 番議員挙手]



議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

丁寧な御説明ありがとうございます。

現在でも行っている支援策として、県の母と子の健康サポート支援事業とかNPO法人のぎふ多胎ネットなどの事業がありますけれども、こういう活動内容に対して、こういったことを利用したという実績などはございますでしょうか。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

お答えをさせていただきます。

まず、岐阜県のほうの母と子の健康サポート事業につきましては、保健所のほうから依頼があればということで、町の保健師のほうが伺っている状況でございます。

それから、ぎふ多胎ネットのほうですけれども、こちらについては、御嵩町の妊婦さんがいらっしゃるしまして、その方が岐阜市近辺の市町村が実家の方なんですけど、今お住まいは御嵩町の方で、要は御実家に帰られたときということで、そのぎふ多胎ネットのほうを紹介した経緯がございます。そこにつないでいく直前のところで、その方が入院になってしまったものですから、実際の活動にはつなげることはできなかつたんですけど、本当にその直前のところまではやらせていただいたという経緯がございますので、またそういった機会があったら、そういったことをつないでいきたいというふうには思っているところでございます。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

ありがとうございます。

いろんな活動やら事業を活用していただいて、1人の子供を育てるというのも大変なことなんですけれども、2人、3人となれば非常に並大抵なことではないということで、そういったお母さんやおうちの方も子育ての喜びを感じて、温かい子育てができるように周りのサポートというのが一番大事だと思っております。御嵩町にもファミリー・サポート事業なども実施していただいておりますけれども、サポート事業の中で、家事支援とか、例えば育児のサポーターとかの利用料の軽減をしているというような自治体もございますし、またそういったことに対して、国がこの令和2年度より加算事業がたくさんあるようでありますので、そういった

ことも活用していただけるようお願いしたいと思います。次年度以降の子育て世代包括支援センターにおける人材の確保と育成をしっかりとお願いしていただき、妊娠期から寄り添う支援をお願いしたいと思います。通所型の産後ケアも今回取り入れていただくということですので、お母さんの安心につながるような事業がうまく回っていきますように御期待しながら、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**議長（高山由行君）**

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

---

### **散会の宣告**

**議長（高山由行君）**

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議はあした3月11日の午前9時より開会します。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後1時32分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長            高 山 由 行

署 名 議 員            奥 村            悟

署 名 議 員            安 藤 信 治

